

## 幕末大村藩の基本体制と政治動向

## 第一節 幕末大村藩の基本体制

## 一 天保改革とその性格

## ■一、「郷村記」の継纂

門閥「両家」体制の定着・強化のうえに、化政（文化・文政）期の広範な藩政改革を主導した一〇代藩主純昌は、天保期に入ると、同六年（一八三五）、天和・元禄以来の懸案であった「郷村記」の継纂を意図し、一瀬太郎右衛門を編者とし、渋江九郎兵衛・梅沢加兵衛・中尾節五郎らを用掛に命じた①。次いで翌七年には、由来大村藩に課せられた特殊軍役としての長崎警備手当として、在地家臣である村大給以上の家臣団に対して一万両配分し、二〇カ年賦をもつて返済せしめることとした②。

前者の「郷村記」は、萩藩の『防長風土注進案』に匹敵する全領の詳細な農村調査書であり、その継纂は、この期に再び藩権力で領内総生産力の強力な把握を意図したことを示し、後者は、知行制の改革及び役目割を通じて、財政危機に対処した化政期の家臣団政策③の変更と、藩軍事力の強化を意味するものであった。

## ■二、天保改革

大村藩における天保改革は、天保七年（一八三六）、純昌に代わって一一代藩主に就任した純頭すみあきによって推進される④。純頭は翌八年五月、家臣団を招集し、当面純昌の政治方針を踏襲することを示したが、「尤以来存心之儀者、連々可「申付」候間、小事たりとも聊無「疎意」、忠貞之心得肝要之事二候」⑤として、幕末の困難な政情のなかにおいて、漸次新たな改革政治を断行していく決意を表明した。

こうして、大村藩の天保改革が実施されるが、それは(一)禄制・職制の改革を中心とする政治機構の改革と、(二)株商人の取潰し↓運上銀賦課の免許を中心とする流通統制策、商業規制体系の改革に要約される。

(一)について、純頭は天保八年(一八三七)八月、馬廻以上の蔵米知行の家臣団に対し、請地(6)二〇石を給与するとともに、同じく二〇石未満の地方知行の家臣団に対しても、一〇石に達するよう措置した(7)。次いで翌九年九月には、城下大給の禄高を二五石にする一方、禄制改革を断行し、先に一〇代藩主純昌が実施した禄制改革(化政改革)(8)を緩和し、特に馬廻・城下大給など中級藩士を優遇し、かつ強化した。

次いで翌十年十月には、江頭官太夫に知行地一三〇石を増し、家老兼脇備士大将として、主として海防のことを担当せしめた(9)。小給から身を起こした官太夫の家老職就任は異例の措置であり、このことは天保期から門閥上士層に加えて、下士層といえども、その能力によって藩政の要路に抜擢・登用される途が開かれたことを示すと同時に、海防担当の専任家老が設置されたことは、長崎警備の特役を有する大村藩にとっては、外圧の危機をより早く察知し、先にみた家臣団に対する警備手当の支給とともに、軍事力の強化を意図していたことを示すものである。

### ■三、流通統制策

次に(二)については、天保八年八月、世上米穀・雑穀高値の現状に対し、米価は時の相場で相對商売せしめるとともに、津留政策を免許した(10)。次いで翌九年九月、「近年市中商売柄、自然不景氣相成候付、中興之株相潰、両魚問屋ハ別格、其外於「市中」諸商売勝手次第(11)として、先に化政改革で広範に免許した城下町における特権的な株商人を取潰し、両魚問屋のほかは、諸商売の一切の自由を認めた。次いで同十二年十一月には「口達」を發し、城下町大村及び宿場町彼村は、特に場所柄につき、酒造株ほか九株を残し、そのほかは各人の希望次第、一切の商売を自由にするとともに、運上銀を免許した(12)。

以上、天保改革における株商人の取潰しは、化政改革で免許された藩権力に結託する特権的な株商人の独占行為を排除し、広く一般商人に商売の自由を認めることによって、物価を引下げ、必要物資を確保しようとしたことを示す

ものである。先にみた米穀の相對商売、津留免許の政策も、同様の意味をもつものであり、天保十一年十一月には、化政改革における他国商品の流通排除等を変更し自由化を認めた<sup>13</sup>。こうして、家臣団知行制・貢租収取体系の改革と同時に、化政改革の中核を占めた都市・農村商人株の免許↓運上銀賦課の体系は、産物方の設置による流通統制策とともに、天保改革によって根本的に修正されたのである。

#### ■四：天保改革の性格

要するに、大村藩においては、幕府の天保改革における株仲間の解散令<sup>14</sup>以前において、それと類似の政策を断行し、特権的な株商人の独占行為を排除し、広く一般商人を対象とする新たな流通機構を設定して、藩権力みずからそれを直接把握しようとしたのであり、このことは先にみた「郷村記」の継纂と、そこにみられる詳細な農村の実態調査によって知ることができる。

しかし、天保期においては「郷村記」は完成せず、その最終完成は、一二代藩主純熙<sup>よひら</sup>治下の安政三年（一八五六）以降にもち越されるが<sup>15</sup>、ここでは商業の自由営業のもとで異常な発展をみた各種在方商業に対する商業規制体系の再編成、運上銀体系の再成立がみられるのであり<sup>16</sup>、そこに天保改革の一応の完結を認めることができる。

こうして、大村藩の天保改革は、単なる封建反動にとどまりえず、むしろ萩・土佐藩等の「討幕派第一グループ」の西南雄藩より<sup>17</sup>、いわゆる「対応的な側面」を強く打ち出しており、そこに大村藩天保改革の歴史的性格が存していたといえよう。



写真4-1 恵比須常夜燈（西本町）  
廻船の停泊地、大波止に海濱の守護神として恵比須社（中央）が祀られ、闇夜に到着する船の安全のために常夜燈（左）が設けられた。

（大村市教育委員会提供）

## 二 家臣団の構成と知行制の構造

### ■ 一・家臣団の構成

庶家一門による上級家臣団の独占支配という成立期大村藩の基本体制は、慶長十二年（一六〇七）の「御一門払い」によって克服され、ここで、藩権力は蔵入地の拡大を通じて強化される一方、家臣団の組織は全面的に改組された。すなわち、これを契機に、松浦（長崎氏の養子、大村氏に改姓）・福田・渋江（大村氏に改姓）らの有力な在地給人が、他の大村一門（彦右衛門系統）、及び朝長・富永氏らの譜代とともに、家老・城代等の藩政要路に進出して、門閥上士層を形成したのであり、しかも、こうした上級家臣団の構成は、その後基本的変化をみず幕末まで継承された<sup>18</sup>。

一方、城下集住を免れた在地給人は、直臣化した庶家一門の旧単独知行村における在地陪臣団とともに、村大給・小給等の下級の在地家臣団に編成され、また解体した旧単独知行村の一部には、下級家臣団の末子に系譜を有する鉄砲足輕を新しく配置した。こうして、大村藩においては、上・中級家臣団を中核とする家中（城下給人）に対して、郷村に居住する下級の在地家臣団（郷村給人）が形成されたのであり、しかも、その後の新田開発に際して、これら在地家臣の二、三男が積極的に起用されたため、多数の在地家臣団が形成される一方、新たな地方知行地の創出によって、家臣団の知行制は、複雑な分散知行・相給制を招来したのである<sup>19</sup>。

さて、「郷村記」（安政三年）に計上された家臣団総数は二八六六名（小給以上一五〇九名、足輕以下一三五七名）で、そのうち「城下給人」は一〇〇五名（馬廻以上一両家・家老・城代・馬廻一一七六名、城下大給一四五名、村大給六三名、小給一三一名、足輕三七五名、十分の待遇をうける藩の抱えの職人一二五名）で三五割を占めるのに対し、「郷村給人」は一八六一名（馬廻二名、城下大給二八名、村大給二四〇名、小給七二四名、間組小給一六名、足輕七八二名、抱えの職人六九名）で残りの六五割を占めている<sup>20</sup>。

朱印高二万七九七三石八斗七升七合<sup>21</sup>に対し、家臣団総数二八六六名という数字は、在地家臣団六五割という数字とともに、外城制を有する薩摩藩を除外すれば、むしろ異例の部類に属する。この異例は家臣団数、なかんずく多

表4-1 城下給人の知行高並びに知行形態

階級	氏名	石高	村別石高	村名	地区名
両家	大村五郎兵衛	1,040.9200	石 勺	石 勺	城 下
			7.1826	久池	同 地
			27.4340	原田	向 地
			287.0065	高田	同 地
			332.9801	時津	方 海
			102.1272	萱三	内 海
			1.1084	形神	外 海
217.2563	久池	下 海			
68.0520	屋田	城 下			
家老	浅田 大学	413.5200	2.3883	池田	同 海
			25.3857	戸根	内 海
			147.0736	三黒	外 海
			181.7161	久池	同 海
56.9513	雪浦	城 下			
城代	富永 鷲之助	260.2900	3.7718	原田	同 海
			16.2285	久池	外 海
			210.2034	雪浦	内 海
			30.0848	長屋	城 下
			外 1.8455	蔵米	同 下
馬廻	品川 図書	60.000	1.2575	今川	同 方
	今道 琢磨	50.000	33.5698	川棚	地 同
			15.1741	蔵米	城 下
城下大給	富沢 覚太夫	53.5300	4.4388	池田	同 方
	森 伸 太 郎	32.2300	27.2217	宮分	地 下
	須田直左衛門	30.0000	6.8810	久池	城 同
			2.7500	上波	分 方
			10.2384	佐見	地 下
		10.0000	蔵米	城 下	

【註】「郷村記」中「諸土持高」による。  
 ※表4-1～4、図4-1は、藤野 保「大村藩」（長崎県史編集委員会編「長崎県史」藩政編、長崎県、吉川弘文館、1973年）から転載し、図4-1は一部加筆修正した。

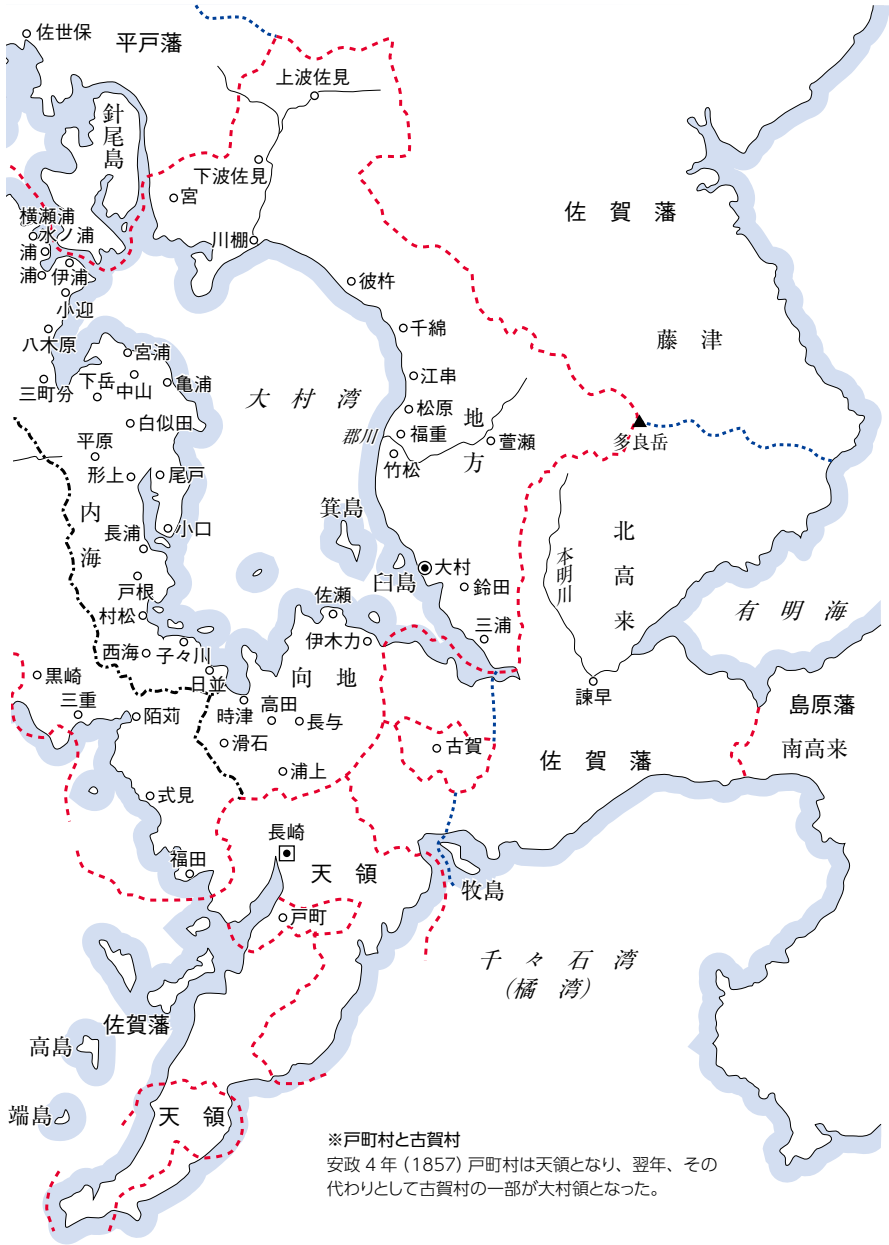
数の在地家臣団を擁しているところに、大村藩の特異性が存在し、幕末の政治動向を規定する要因となった。しかもその数字は、萩藩でみるような家計の逼迫によって帰郷した武士土着の結果を示すものではなく(22)、大勢として、初期以来の家臣団形成の結果を示していることは注目される。

■二、城下給人の知行制

そこで、次に幕末大村藩家臣団の知行制Ⅱ土地所有構造についてみてみよう。特に在地家臣団の場合、いうところ

の在地性ないし生産的性格を考慮に入れて考察する(表4-1)。

まず、城下士である「城下給人」から考察しよう。大村五郎兵衛は、両家の一人で、本藩最高の知行高一〇四〇石九斗二升を有するが、その知行地は城下(久原分・池田分)のほか六カ村にまたがって分布し、かつ各地区に散在するという極めて複雑な分散持知行の形態を示している。しかし、西彼三地区の高田・時津・形上の三カ村には、知行高の八〇割がまとまって分布する



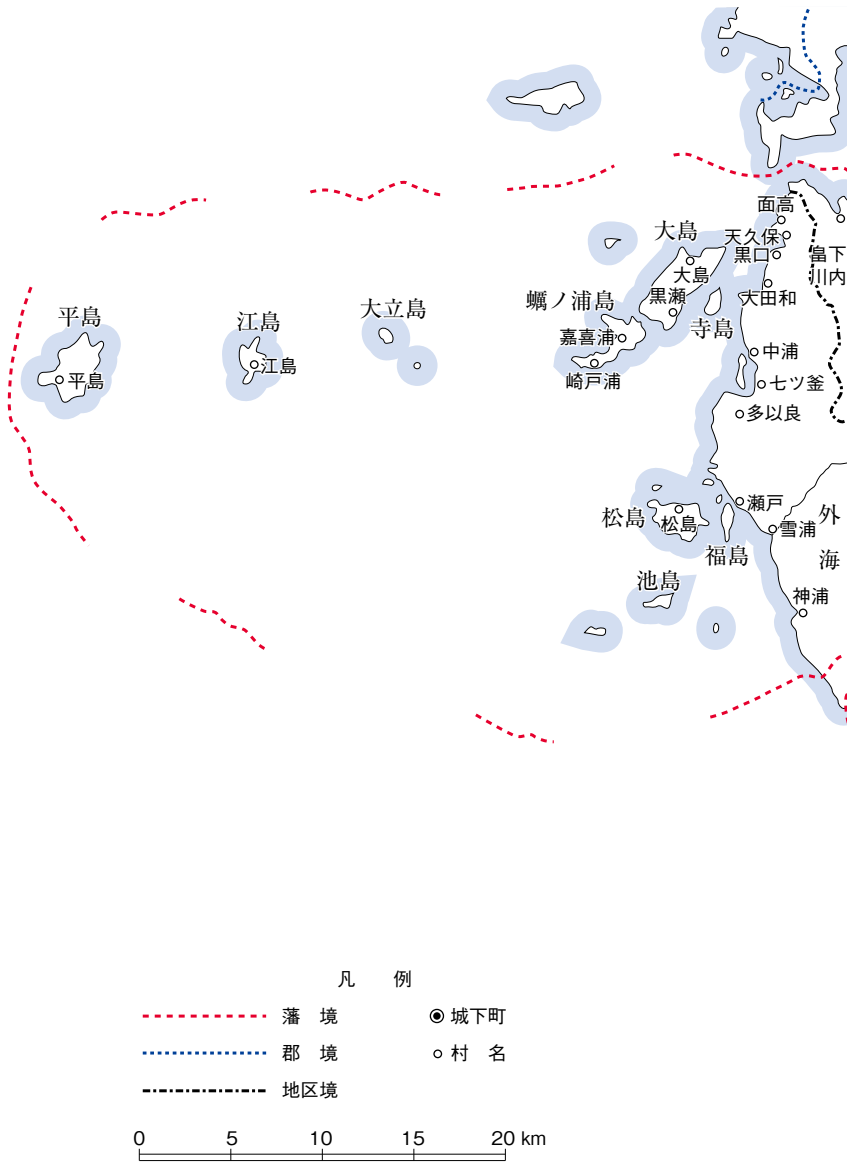


図4-1 大村藩領地図

という傾向をもつ。

次に浅田大学は、家老最高の知行高四一三石五斗二升をもち、その知行地は城下（池田分）ほか三カ村にまたがって分布し、この場合も、「内海」・「外海」両地区の戸根・三重の二カ村に、知行高の八〇石<sup>（石）</sup>がまとまって分布する傾向をもつ。

次に城代富永鷲之助は、知行高二六〇名二斗九升をもち、その知行地は城下（久原分・池田分）ほか二カ村にまたがって分布し、漸次分散的傾向が稀薄になっている。この場合も、「内海」・「外海」両地区の長浦・雪浦<sup>（雪浦）</sup>二カ村である。

次に馬廻品川図書は、城下給人の蔵米取六〇石の形態を示しているが、逆に今道琢磨は、懸持知行の形態を示し、その知行高五〇石は、二カ村にまたがって分布し、地域的には「地方」<sup>（地方）</sup>23地区（今村・川棚村）にまとまって分布している。

次に城下大給富沢覚太夫は、蔵米取五三石五斗三升の形態を示しているが、逆に森伸太郎は、懸持知行の形態で、須田直左衛門は、懸持知行と蔵米知行の併有形態である。そのうち、森伸太郎は、高三三石二斗三升のうち、城下（池田分）のほかは、二七石二斗二升一合七勺が「地方」地区の宮村一カ村に分布し、須田直左衛門の知行地は、城下（久原分・池田分）のほかは、「地方」地区上波佐見村一カ村に分布している。

### ■三、郷村給人の知行制

そこで、次に郷村に居住する在地家臣団（郷村給人）について考察しよう（表4-2、表4-3）。

まず、村大給のうち、「地方」地区上波佐見村の洪江辰左衛門は、知行高一七石九斗二升のうち、五石一斗六升三合七勺は同村に、八石七斗九升二合七勺は下波佐見村に、それぞれ知行地をもち、ほかに三石九斗五升八合の蔵米知行を併有する二重知行の形態を示している。これに対して、馬場安右衛門（一五石一斗四升）は、同村のみに知行地をもち、また山道平助は、一五石の蔵米取である。このように在地家臣団のなかにも蔵米取や、地方・蔵米の二重知行の形態を有する家臣団がいたことは注目に値する。



「向地」地区時津村の吉川碩太郎も、地方・蔵米の二重知行の形態を示しているが、知行高二〇石のうち、一六石四斗六升が蔵米知行で圧倒的多数を占めている。次の井手条右衛門（二〇石一斗四升）は、同村（六石三斗一升九勺）と長与村（四石三斗一升六勺）に知行地をもち、中嶋順助（五石）は、山道平助（上波佐見村）と同じく蔵米取の村大給の例を示している。

「内海」地区大串村三町分の森甚兵衛（二〇石三斗九升）も、地方・蔵米の二重知行の形態で、しかも吉川碩太郎（時津村）と同じく、蔵米知行（八石四斗二升）が圧倒的多数を占めている。次の内山久太夫（三石一斗九升）は、三石が蔵米知行で、地方知行は名目的存在となっている。

表4-2 村大給の知行高並びに知行形態

地区	氏名	石高	村別石高	村名	地区名
地方（上波佐見村）	渋江辰左衛門	17.9200	石 勺 5.1637	上波佐見村	地方 同
			8.7927	下波佐見村	
			3.9580 0.0056	蔵米高上り	
向地（時津村）	吉川碩太郎	20.0000	15.1385 0.0015	上波佐見村 上り高	地方 同
			3.0001 16.4600 0.5399	時津村 米足	
内海（大串村）	森甚兵衛	10.3900	6.3109 4.3106 0.4825	時津村 米足 時長過	向地 同
			5.0000	蔵米	
			1.3408 0.6233 8.4200 0.0059	三町分 下岳村 蔵上り高	
外海（神浦村）	朝長孫左衛門	10.0000	0.1857 3.0000 0.0034	三町分 蔵上り	内海 同
			1.8400	池田政太郎	
外海（神浦村）	池田政太郎	1.8400	10.0000	蔵米	外海 同
			0.6941 1.2422 0.0906	鈴田村 菅瀬村高	

【註】「郷村記」各巻の「蔵入私領高附物成田畠畝歩数并住居懸持知行之事」による。

表4-3 小給の知行高並びに知行形態

地区	氏名	石高	村別石高	村名	地区名
地方（上波佐見村）	北村次郎助	16.1100	石 勺 9.2873	上波佐見村	地方 同
			1.8229	川棚村	
			5.0000 0.0002	下波佐見村 過高	
向地（時津村）	岩永左伝次	5.0000	5.0000	蔵米	地方 同
			6.0000	松尾幸右衛門	
内海（大串村）	岳野邦左衛門	7.2600	3.0000	蔵米	内海 同
			7.3708 0.1108	三町分 過高	
			4.8719 2.4000 0.0044	下岳村 八木原村 上り高	
外海（神浦村）	宮原幸蔵	7.0000	7.0000	蔵米	外海 同
			3.0000	朝長善平	

【註】「郷村記」各巻の「蔵入私領高附物成田畠畝歩数并住居懸持知行之事」による。

「外海」地区神浦村の朝長孫左衛門（一〇石）は、山道平助（上波佐見村）・中嶋順助（時津村）と同じく蔵米知行の例を示し、次の池田政太郎（一石八斗四升）の場合は、同村には知行地はなく、「地方」地区の鈴田村（六斗九升四合一勺）・萱瀬村（一石二斗四升二合一勺）に知行地をもつ懸持知行の形態を示している。このことは、蔵米知行ないし地方・蔵米の二重知行形態とともに、幕末段階では、これらの在地家臣団の在地性が、著しく稀薄になっていることを示している。

最後に、小給のうち、「地方」地区上波佐見村の北村次郎助は、知行高一六石一斗一升のうち、九石二斗八升七合三勺は同村に、一石八斗二升二合一勺は川棚村に、五石は下波佐見村に、それぞれ知行地をもつ分散懸持知行の形態を示しているが、これに対し、岩永左伝次（五石）は、小給の蔵米取の例を示し、これと同様の形態をもつものに、「向地」地区時津村の原口穂右衛門（三石）、「外海」地区神浦村の宮原幸蔵（七石）・朝長善平（三石）らがある。これらの事実は、小給の在地性を考えるうえで重要な問題である。

次に、時津村の松尾幸右衛門（六石）は、「内海」地区大串村三町分の岳野邦左衛門（七石二斗六升）とともに、それぞれ自己の居住する村に知行地をもち、更に大串村のうち下岳村の一瀬恒左衛門（七石二斗九升）は、同村（四石八斗七升一合九勺）と八木原村（二石四斗）に知行地をもつ懸持知行の形態を示している。

#### ■四、知行給与の諸形態

以上、城下士から在地家臣団に至る知行形態を实例を通じてみてきたが、そこにみられる各種の知行形態を整理し統一すると、次の七種の形態に分類することができる。

- 第一類 住居知行人（一村にまよって知行地をもつもので、在地家臣団の場合、自己の知行地に居住する）
- 第二類 住居懸持知行人（第一類と第三類を兼ねるもの）
- 第三類 懸持知行人（他村にのみ知行地をもつもので、在地家臣団の場合、自己の知行地に居住しない）
- 第四類 蔵米取（蔵米のみのもの）

第五類 地方知行と蔵米知行を兼ねる二重知行の形態であるが、更に次の三種に分類される。

- (イ) 住居知行蔵米取(第一類と蔵米を兼ねるもの)
- (ロ) 住居懸持知行蔵米取(第二類と蔵米を兼ねるもの)
- (ハ) 懸持知行蔵米取(第三類と蔵米を兼ねるもの)

以上である。

そこで次に、以上の七種の知行形態に、両家から足輕に至る諸階級の家臣団が、それぞれの石高に応じて、どのように分類されるか、数量的考察を試みることにする。

表4-4(24)は、すなわちそれを示したものであるが、最初にA級家臣団―馬廻以上の家中で上級家臣団―から考察する。この階級の家臣団には、第一類の住居知行人はなく、最も多いのは第五類(ハ)の懸持知行蔵米取で三四割を占め、次に第四類・第五類(ロ)の蔵米取・住居懸持知行蔵米取が多く、それぞれ二割・一八割を占める。第五類の(ロ)(ハ)は、ともに二重知行の形態であるが、各知行人のその知行高に占める蔵米知行の比率は高い。総じてA級家臣団は、二重知行の形態―蔵米知行と懸持知行ないし住居懸持知行を兼ねる形態―と純粹の蔵米取が支配的であったといえる。

次にB級家臣団―城下大給で、主として城下に居住する中級家臣団―は、第四類の蔵米取が最も多く二六割を占め、次に第五類(ロ)(ハ)の住居懸持知行・懸持知行と蔵米知行を兼ねる二重知行の形態が多く、それぞれ二〇割を占める。更に第五類(イ)の住居知行蔵米取は、第二類の住居懸持知行とほぼ同数の一二割を占めるが、この両者と第五類(ロ)を合わせた四四割の家臣団が、城下の一部に知行地を有していたことは、城下大村の半農村的性格を示すと同時に、大村藩城下士の性格を規定する要素として、極めて重要な問題である。

第三にC級家臣団―村大給で城下にも居住するが、主として在郷する下級在地家臣団―は、一〇石前後のものが多く、知行形態からいえば、第一類の住居知行人、すなわち、自己の知行地に居住し、その村にのみ知行地をもつものは一四割と極めて少ない。これに最も多い第五類(イ)・第四類と、第二類・第五類(ロ)を加えても六二割であり、とにかく

表4-4 家臣団の知行高並びに知行形態

階級	知行形態	(1) 住居 知行人	(2) 住居 懸持知行人	(3) 懸持 知行人	(4) 蔵米 取	(5)			計	
						(イ) 住居 知行蔵米取	(ロ) 住居 懸持知行蔵米取	(ハ) 懸持 知行蔵米取		
A級	両城	石 (～ 300)	人 5	人 4	人 4	人 人	人 人	人 人	人 9	
	家代	(～ 100)		7	9	1	10	18	( 46)	
	家馬	(～ 50)		4	3	12	2	15	22	
		(～ 20)		2	2	23	2	6	23	
	老廻	(～ 10) (無高)	( 1)			2				2 1
	計		18	18	38	4	31	63	174	
B級	城下大給	(～ 30)		6	3	10		8	4	31
		(～ 20)	1	10	3	18	10	14	13	69
		(～ 10)	2	7	7	15	12	11	17	71
		(～ 5)	1		1	3		2		7
		(無高)	( 1)							1
	計	4	23	14	46	22	35	34	179	
C級	村大給	(～ 20)	7	6	1	4	8	3	1	30
		(～ 10)	10	16	13	27	31	16	9	122
		(～ 5)	17	10	13	20	22	5	10	98
		(～ 1)	10	4	11	10	4		1	40
		( 1～) (無高)	1 ( 12)							1 12
	計	45	36	38	61	65	24	21	303	
D級	小給	(～ 10)	11	3	5	13	8	4	2	46
		(～ 5)	69	27	20	72	28	5	6	227
		(～ 1)	142	21	65	77	10	2	8	(326)
		( 1～) (無高)	47 (116)	1	23					71 116
		計	269	52	113	162	46	11	16	786
E級	足軽	(～ 5)	138	66	37	244	29	27	11	552
		(～ 1)	7		2	6				15
		( 1～) (無高)	7 (287)		1	14				22 287
		計	152	66	40	264	29	27	11	876

【註】「郷村記」各巻の「蔵入私領高附物成田畠畝歩数并住居懸持知行之事」、及び「諸士持高」による。

く六割二分が自己の知行地ないし蔵米給与地に居住しているにすぎない。そのうち、蔵米知行を兼ねる第五類(イ)が一七割、第四類の蔵米取が一五割、懸持知行を兼ねる第二類が一割、懸持蔵米知行を兼ねる第五類(ハ)が五割、合わせて四八割となり、これは在郷していても、他村にのみ知行地をもつ第三類・第五類(ハ)の一五割(残りの二〇割が城下大給、三割が無高)と相まって、村大給の在地性が、幕末段階では著しく稀薄になっていたことを示している。

第四にD級家臣団―小給で城下にも居住するが、村大給とともに、主として在郷する下級在地家臣団―は、七石前後のものが多い。第一類の住居知行は、小給の場合最も多く三四割を占める。したがって、小給は村大給より在地性が濃厚であったといえるが、しかし、これに第二类・第四類・第五類(イ)(ロ)を加えても六九割であり、小給は六割九分が自己の知行地ないし蔵米給与地に居住しているに過ぎない。残りの三割一分のうち、一六割が第三類・第五類(イ)で他村にのみ知行地をもち、一四割が無高で、一三割が城下小給である。したがって、小給も村大給と同じく、幕末段階では在地性が相当稀薄になっていたといえよう。

最後にE級軽卒階級―足輕階級で城下、郷村ともにみられ、六石取のものが多い―は、第四類の蔵米取が最も多く三〇割を占めるが、そのほか知行地をもち、更にそれが先にみた七種の形態に分類されることは注目される<sup>25)</sup>。

以上、幕末大村藩の在地家臣団の土地所有⇨知行制は、自己の居住する村に知行地を有する住居知行制に統一されておらず、純粹の蔵米取ないし地方・蔵米の二重知行の形態を有するものが多数みられ、しかも後者の場合、蔵米知行の占める比率が高く、地方知行制は名目的存在となつていゝるものも少なくない。これは享保以降の藩政改革の過程で、再三にわたつて断行された知行制の改革―擬制的知行法の全面的採用の結果によるもので、改革後旧制に復したとはいへ、完全な形で復帰ではなく、この間、藩権力による蔵米知行化政策が、これらの在地家臣団に至るまで、漸次浸透してきた結果を示すものである。そのほか、他村にのみ知行地をもつ懸持知行制、これと住居知行制を兼ねる住居懸持知行制、及び両者と蔵米取を兼ねる懸持知行蔵米制・住居懸持知行蔵米制などの各種の形態がみられ、在地家臣団の土地所有⇨知行制の形態は、分散的傾向を有していたのである。これらの事実は、かれらのいわゆる在地性が、幕末段階では相当稀薄になっていたことを示すものであり、多数の無高者(村大給一二名・小給一一六名・足輕二八七名)の存在とともに、大村藩在地家臣団の性格を考えるうえにおいて、極めて重要な問題であり、かつ幕末の政治動向を規定する要因となつた。幕末大村藩の政治動向は、以上考察した藩の基本体制の分析のうえに考察しなければならぬ。

### ◆ 農村構造とその動向

#### ■ 一、商品生産の発展とその特質

大村藩天保改革における特権的な株商人の取潰し↓運上銀賦課の免許↓諸商業の自由化の結果は、都市・農村商業の発展をもたらした。「郷村記」各巻の「諸運上并諸納物之事」の条は、この間の事情を詳細に物語っており、各地区・各農村とも商業の発展していない村はないといつてよい。しかも、その商業種類は極めて多岐広範にわたっており、特に酒屋・染屋・綿屋・糶屋・鍛冶屋・豆腐屋は、各村ほとんど普遍的に存在している(26)。そこでは、多岐広範な各種の商業に対する商業規制体系の再編成、運上銀体系の再成立がみられるのであり、そこに、特権的な株商人の独占行為を排除し、広く在方商業を藩権力みずから直接把握しようとした天保改革の一応の完結を認めることができる。

同じく「郷村記」各巻の「売出物之事」によれば、各地区・各農村によつて地域差を示しながらも、農民的商品経済の発展と普遍的商品化の傾向を知ることができる(27)。「郷村記」首巻は、これを総括して、「土地肥饒にして百穀能く実り、万種植の類はやく蔓延す、又山には槐・槻・樅・梅・榎・松・杉・楠等の良材夥し、海には真珠貝・鮑・蛤・榮螺・辛螺・蛎・蜷・蝸等の貝類あり、海草には鹿尾菜・海雲・海苔・和布・蔭藻・海蘿・あをさ・梅松・石毛・牛の尾あり、且石炭・砥石・陶器・炭・茶・榎実・箸・前海鼠・干鰯・雲母の産物ありて、是を地方に鬻ぐ、就中真珠を以て当領第一の名産とす、又鳴々浦々には数ヶ所の船着場ありて、諸方の商品輻輳し、山海の便利最宜しく、誠に西国の福土と謂ふへし」(28)としている。

しかし、「郷村記」各巻の当該条項を子細に検討すると、木綿・楮・藍・煙草・菜種・茶などの商品作物は、決して広い市場を目的とするものではなく、小消費中心を対象とする商品化の段階であり、農業技術の停滞性と荊敷中心の自給肥料の段階が、これに照応する(29)。

#### ■ 二、農業経営の諸形態

さて、田畠八段を模型として収支計算を試みた「郷村記」各巻の農業経営表によると(表4-1-5(1)(2)(3)(4))、田畠の占める

表4-5(1) 「地方」地区 鈴田村の場合

田	収 入		支 出				作 得			
	収穫高	籾収穫高	蔵納	普請会所納	種子籾・村出目米・公役賃米・農具料		籾	米		
上田	石 合 6.360	俵 合 45.000	俵 合 22.192	俵 合 1.260	俵 合 8.275		俵 合 11.173	俵 勺 5.2365		
中田	5.565	36.000	19.243	1.190	8.114		6.053	3.0265		
下田	4.770	30.000	16.294	1.120	7.255		3.231	1.2655		
畠	収 入						支 出		作 得	
	大麦 (3段)	小麦 (1段)	大豆 (1段)	蕎麦 (1段)	粟 (5畝)	合計	蔵 納	普請会 所 納	種子籾・ 村出目米・ 公役賃米 (外に芋・ 大角豆・ 外あり)	
上畠	俵 合 15.000	俵 合 2.150	俵 合 3.000	俵 合 4.000	俵 合 2.000	俵 合 26.150	俵 合 10.204	俵 合 0.264	俵 合 4.114	俵 合 10.168
中畠	12.000	2.000	2.000	3.000	1.150	20.150	8.270	0.220	4.013	6.247
下畠	9.000	1.150	1.150	1.200	0.250	14.150	7.036	0.176	3.212	3.026

【註】「郷村記」中「鈴田村記」による。

※表4-5～7は、藤野 保「日本封建制と幕藩体制」(塙書房、1983年)から転載。

表4-5(2) 「向地」地区 浦上西村の場合

田	収 入		支 出				作 得			
	収穫高	籾収穫高	蔵納	普請会所納	種子籾・村出目米・公役賃米・農具料		籾	米		
上田	石 合 6.000	俵 合 45.000	俵 合 21.108	俵 合 1.222	俵 合 7.011		俵 合 14.253	俵 勺 7.1265		
中田	5.250	39.000	18.207	1.161	6.161		12.070	6.0350		
下田	4.500	30.000	16.006	1.096	6.011		6.187	3.0930		
畠	収 入						支 出		作 得	
	大麦 (3段)	小麦 (1段)	大豆 (1段)	蕎麦 (1段)	粟 (5畝)	合計	蔵 納	普請会 所 納	種子籾・ 村出目米・ 公役賃米 (外に芋・ 大角豆・ 外あり)	
上畠	俵 合 15.000	俵 合 3.000	俵 合 2.150	俵 合 3.150	俵 合 2.075	俵 合 26.075	俵 合 10.204	俵 合 0.264	俵 合 4.042	俵 合 10.165
中畠	12.000	2.150	2.000	3.000	1.225	21.075	8.270	0.220	3.242	7.243
下畠	9.000	2.050	1.150	2.150	1.750	16.125	7.036	0.176	3.142	5.071

【註】「郷村記」中「浦上西村記」による。

比率は三対五で、そのうち、五段の畠の地位及び作付構成は、大麦三段・小麦一段・大豆一段・跡作として蕎麦一段・粟五畝・芋二段、残りの一段五畝は大角豆・麻・木綿・野菜・飼葉となっている。

右の収支計算例は、現実の農業経営を分析したものでなく、あくまでも農民の負担能力を八段の場合をモデルとして具体的に示そうとしたものであるが、「郷村記」各巻の分析を通じて、農民一戸当たりの所持面積を平均的に求めた結果によると、比較的典型的経営に近い経営とすることができ(30)。

とすれば、大村藩領農村における畠作経営は、典型的な

表4-5(3) 「内海」地区 下岳村の場合

田	収 入		支 出				作 得			
	収穫高	籾収穫高	蔵納	普請会所納	種子籾・村出目米・公役賃米・農具料	籾	米			
上田	石 合 4.800	俵 合 33.000	俵 合 17.026	俵 合 1.123	俵 合 7.239	俵 合 6.212	俵 勺 3.1060			
中田	4.200	27.000	14.286	1.070	7.077	3.167	1.1335			
下田	3.000	22.000	12.245	1.017	6.114	1.274	0.2870			
島	収 入						支 出		作 得	
	大麦 (3段)	小麦 (1段)	大豆 (1段)	蕎麦 (1段)	粟 (5畝)	合計	蔵 納	普請会 所 納	種子籾・ 村出目米・ 公役賃米	(外に芋・ 大角豆・ 外あり)
上島	俵 合 18.000	俵 合 3.150	俵 合 2.200	俵 合 4.000	俵 合 1.220	俵 合 29.050	俵 合 10.204	俵 合 0.264	俵 合 4.186	俵 合 12.296
中島	12.000	3.000	2.150	3.000	0.220	21.075	8.270	0.220	4.050	7.135
下島	9.450	2.150	2.000	2.150	0.150	18.000	7.036	0.176	3.215	6.173

【註】「郷村記」中「下岳村記」による。

表4-5(4) 「外海」地区 雪浦村の場合

田	収 入		支 出				作 得			
	収穫高	籾収穫高	蔵納	普請会所納	種子籾・村出目米・公役賃米・農具料	籾	米			
中田	石 合 4.200	俵 合 36.000	俵 合 14.286	俵 合 1.070	俵 合 7.029	俵 合 12.215	俵 勺 6.1705			
下田	3.600	27.000	12.245	1.107	6.168	6.170	3.0850			
下々田	3.000	21.000	10.204	0.264	6.008	3.124	1.2120			
島	収 入						支 出		作 得	
	大麦 (3段)	小麦 (1段)	大豆 (1段)	蕎麦 (1段)	粟 (5畝)	合計	蔵 納	普請会 所 納	種子籾・ 村出目米・ 公役賃米	(外に芋・ 大角豆・ 外あり)
中島	俵 合 15.000	俵 合 2.200	俵 合 2.150	俵 合 3.000	俵 合 1.200	俵 合 24.250	俵 合 8.270	俵 合 0.220	俵 合 4.130	俵 合 10.230
下島	12.000	2.000	2.000	2.150	1.100	19.250	7.035	0.176	3.296	8.041
下々島	9.000	1.100	1.150	2.000	1.000	14.250	5.120	0.132	3.164	5.152

【註】「郷村記」中「雪浦村記」による。

主穀農業経営であり、むしろ作付比率のかなり大きい甘藷の普遍的商品化のなかに、西南島作地帯における当領の特色を見出しえよう。要するに、商品作物を中心とする商業的農業の積極的な発展はみられないのであり、僅かに都市近郊村における各種野菜と、「向地」地区の伊木力・長与のニカ村における蜜柑販売が注目されるにすぎない。「郷村記」首巻が指摘する「土地肥饒にして百穀能く実り、(中略)「西国の福土」とはほど遠い。

■三、工業部門の商品生産

次に工業部門における商品生産をみると、まず第一にあげられるのは、その創業を古く慶長年間にもつ波佐見村の



陶器業の生産である(31)。陶器業の商品的価値は早くから領主的関心を促進し、寛文五年(一六六五)、四代藩主純長は、皿山役所を設置して、その保護育成に努めた(32)。その後、歴代の藩主も陶器業の保護育成に努めたので、その発展は顕著なものがあり、漸次商品の販路も拡大して、江戸・大坂などへ販売されるに至った(33)。その結果は、商品経済の農村浸透による農民層の階級分化を促進した。

次に、天明二年(一七八二)に創業をもつ松島炭坑は、最高八〇〇〇万斤の出炭量を示し(34)、ほかに寛永及び寛永年間発掘された大串金山(35)、同じく寛永年間発掘された雪浦金山(36)、天和年間発掘された波佐見銅山があり(37)、更に国産としての真珠があったが、いずれも農村経済に積極的変貌を与えるほどのものではなかった。

#### ■四、漁業の発展と様式

以上に比較すると、沿岸漁村、特に西彼杵半島「内海」・「外海」地区における漁業の発展、及び漁獲物・海草などの商品化の傾向は顕著であったといえよう。表4-6は農業兼漁業者である浦百姓と、純漁業者である浦人・家船の全戸数に占める比率をみたものである(38)が、西彼杵半島は「内海」地区伊浦村の九七(39)を最高に、浦百姓・浦

表4-6 漁民層の構成

地区	村名	総戸数	浦百姓	浦間百姓	浦人	計	比率
地方	松原村	410	69			69	17
	千綿村	609	50			50	8
	彼杵村	1,133	56			56	5
	川棚村	1,203	331			331	28
	宮村	519	46			46	9
向地	伊木力村	219	17			17	8
	長与村	947	51			51	5
	時津村	852	121			121	14
内海	小口村	47	16	27		43	91
	三町分	324	37			37	11
	亀浦村	135	16	26		42	31
	伊浦村	115	56	55		111	97
	島下浦村	73	64			64	88
外海	面高村	151	12	17	76	105	70
	天久保村	80				0	0
	多以良村	228				0	0
	瀬戸村	679	40		128	168	25
	雪浦村	471	25			25	5
海	神浦村	1,081	140	218		358	33
	三重村	629	177			177	28
	式見村	778	394			394	51
	嘉喜浦村	138	119			119	86
	松島村	397	144			144	36
	平島村	170	130			130	76

【註】「郷村記」各巻の「竈数男女数并宗旨分之事」による。ほかに家船=瀬戸村63、嘉喜浦38、崎戸浦29あり。

人・家船などの漁民が多数存在し、そこでの住民は何等かの形で漁業にタッチしながら生活していたことが知られるが、そのうち八八が半農半漁の兼業者で、このことは沿岸漁村と密接な関係をもつ。

「郷村記」各巻にみられる漁業様式には、鰯網・鯛網・鮪網・鯛網・鱈網・鯉網・鯨網・まかせ網・きびな網・小魚網・地挽網・縫切網・練網・八太網・松魚網などがあるが、同各巻の「売出物之事」の条によれば、これらの漁獲物が海草とともに広範に商品化されている。

なかんずく、面高・七釜浦・黒崎・三重・式見の各村における干鰯の商品化と、神浦村の鯉節、福田村の蒲鉾など水産加工業の発展・商品化が注目される。農業における商品生産の未発展に比較して、漁業における商品化は顕著なものがあ、それだけ、これらの沿岸諸村においては、商品経済の農村浸透は著しく、その結果、農民層の階級分化を促進した。

けだし、漁業は水ものの性質上、農作物に比較して漁獲物は豊凶度が極めて大きく、かつ安定性を欠き、更に商品として腐敗し易いという脆弱性をもつ。したがって、市場構造が直接漁業生産力と関連する。こうした漁業そのものもつ特殊な条件は、そこに商業高利貸資本の侵入を容易にするのである。ここに漁業生産力は、漁業そのものものつ零細兼業構造と相まって、より順調な発展を阻止されたのである。

## ■五. 農民層階級分化の諸形態

大村藩領農村は、屈指の海岸を有し、かつ南北に細長く複雑な地形を有するので(図4-1)、そこでの農民層分化の形態は、決して一様ではなく、様々な形態をもつに至った。これを一言にしていえば、以上考察した農村商業及び諸商品生産の発展とその特質に、まさに対応した分化の形態である。

すなわち、農業生産の発展、つまり商品作物栽培の進展に裏付けられた積極的な農民層分化の形態ではなく、かえつ



写真4-2 西海市西彼町大串郷網代(旧大串村之内三町分)の「恵比須神社」

表4-7(1) 「地方」地区農村の階層分化

村名	総戸数	田数	畠数	本百姓 (蔵百姓含)	間百姓	百分率	
						本百姓	間百姓
	戸	町 歩	町 歩	軒	軒	%	%
鈴田村	531	148.5004	83.9004	107	66	62	38
福重村	667	199.0929	65.4916	264	223	54	46
萱瀬村	508	104.5729半	42.4202半	172	130	57	43
上波佐見村	1,161	304.1709	83.8227	227	532	30	70
下波佐見村	659	292.8800	52.1319半	168	193	47	53
宮村	519	167.3301	52.7605	93	81	53	47

【註】「郷村記」各巻の「竈数男女数并宗旨之事」による。

表4-7(2) 「向地」地区農村の階層分化

村名	総戸数	田数	畠数	本百姓 (蔵百姓含)	間百姓	百分率	
						本百姓	間百姓
	戸	町 歩	町 歩	軒	軒	%	%
長与村	947	137.5223	53.3206	79	616	11	89
時津村	852	120.6517半	53.6415半	141	272	34	66
滑石村	140	33.9902	7.2805半	1	0	100	0
浦上西村	74	20.4816	10.7218	43	14	75	25
浦上北村	160	43.1604半	13.9020	113	32	78	22

【註】「郷村記」各巻の「竈数男女数并宗旨之事」による。

表4-7(3) 「内海」地区農村の階層分化

村名	総戸数	田数	畠数	本百姓 (蔵百姓含)	間百姓	百分率	
						本百姓	間百姓
	戸	町 歩	町 歩	軒	軒	%	%
日並村	146	29.8516半	7.6013	0	1	0	100
長浦村	192	50.1209半	10.8812半	1	0	100	0
下岳村	359	115.462	42.9004半	19	74	20	80
中山村	107	35.7104半	9.6923	26	52	33	67
川内浦村	321	76.9523	17.2005半	43	155	22	78
横瀬浦村	305	38.8013半	26.2211半	46	174	21	79

【註】「郷村記」各巻の「竈数男女数并宗旨之事」による。

表4-7(4) 「外海」地区農村の階層分化

村名	総戸数	田数	畠数	本百姓 (蔵百姓含)	間百姓	百分率	
						本百姓	間百姓
	戸	町 歩	町 歩	軒	軒	%	%
多良村	228	43.4811	14.6626	13	2	87	13
瀬戸村	679	66.7320半	24.1612半	78	365	18	82
雪浦村	471	53.8524半	34.6327	22	160	12	88
神浦村	1,081	38.1816半	39.9202半	284	500	36	64
黒崎村	257	22.6908	14.4112半	37	26	59	41
松島村	397	12.0320	49.9426	143	63	69	31

【註】「郷村記」各巻の「竈数男女数并宗旨之事」による。

て農業外の他の要素によって分化した形態である。いいかえれば、漁業・回漕業並びに部分的であるが農村工業（陶器業）の発展、及び助郷課役の圧迫による分化であり、また商業の異常な発展によって在町的変質をとげた農村における、あるいは往還路付近の都市的生活の浸透を契機とする分化である。貢租の過重・専売政策は、これに加えて、更に分化を促進し、かくして窮迫した没落農家が商業高利貸資本の侵蝕にさらされていく過程であったといえよう。

若干の例を示そう。初期以来、陶器業の生産が業われた「地方」地区（表4-7①）の上下波佐見村のうち、上波佐見村では本百姓（同村では蔵百姓の表現をとる）二二七軒に対し間百姓<sup>（はなれ百姓）</sup>39・五三二軒（三〇軒対七〇軒）という構成を示し、下波佐見村では本百姓一六八軒に対し間百姓一九三軒（四七軒対五三軒）という構成を示している。次に長崎往還路の定助郷村である「向地」地区（表4-7②）の長与村では、本百姓七九軒に対し間百姓六一六軒（一一軒対八九軒）という構成を示し、間百姓の数字は当領で最高を占める。更に西彼杵半島の沿岸漁村のうち、漁業の発展が顕著にみられた「外海」地区（表4-7③）の瀬戸村では、本百姓七八軒に対し間百姓三六五軒（一八軒対八二軒）という構成を示し、同じく神浦村では、本百姓二八四軒に対し間百姓五〇〇軒（三六軒対六四軒）という構成を示している。

以上の各村は、当領において、最も激しい階級分化がみられたところであるが、それによって、各村における階級分化を促進した要素と、小作日雇層である間百姓の余業・日雇収入の途がどこにあったか知ることができる。以上の各村のほかは、特殊な村を除いて、ほぼ階級分化はそれより低位であるが、全藩的には、倒者・明竈<sup>あきがま</sup>を一村の三割とみた薪山手銀の賦課法にみられる藩権力の把握を若干上回る四割前後というのが小作日雇層の数字であり、階級分化は決して低位とはいえない。

## ■六、幕末農村構造の特色

幕末の大村藩農村は、従来の規模における単純再生産維持の経営である典型的経営に近い本百姓（ないし蔵百姓）の田畠八段経営を中核とし、一方の極には土地を兼併し寄生地主化した酒屋・質屋などの商業高利貸資本があり、他方の極には土地を喪失して小作日雇化していた多数の間百姓が存在しているところに特色があった。

こうした農村構造のなかで、在地家臣団（村大給一〇石、小給七石、足軽六石）は、藩権力による蔵米知行化ないし蔵米・地方の二重知行及び分散知行化によって（第二項参照）、一般的・平均的には、知行地における在地性を稀薄にしていたが、かれは知行地のほかに「百姓地」を所持しており、その大多数は生産者の性格において一般農民と大差なかった。それなくしては、四一五名（村大給一二名・小給一一六名・足軽二八七名）いう多数の無高者の存在は考えられない。

寛政元年（一七八九）、七代藩主純鎮<sup>すまや</sup>は、詳細な「御教諭」<sup>40</sup>を発布したが、そのなかで、「小身之士本意にはあらず候得共、耕作不<sub>レ</sub>致候而は、取統御奉公相成間敷」<sup>41</sup>と指摘している。このことは、「小身の士」（主として村大給・足軽などの家臣団）が、「百姓地」を所持し耕作しなければ、みずからの家計維持はもちろん、藩主に対しても奉公できなかつたことを示している。更に「御教諭」では、かれらが商売したり、「百姓共之土地を貪り致<sub>二</sub>耕作」<sup>42</sup>行為や、「浦人共渡世之妨<sub>二</sub>相成」<sup>43</sup>ような漁業行為を堅く禁止している。これらの事實は、裏を返せば、上層の在地家臣団による商行為や土地兼併、あるいは沿岸漁村における漁場支配が進行していたことを示している。

こうして、幕末大村藩領における在地家臣団は、一般的・平均的には知行地における在地性を稀薄にしながら、その大多数は生産者の性格において一般農民と大差ない状態にあった。こうしたいわば自作農的在地家臣団を中核に、一方の極には地主・網元あるいは商業高利貸資本として村内に君臨する上層の在地家臣団があり、他方の極には貧農的在地家臣団があつて、それぞれ農民層の階級構成に対応しつつ存在していたのである<sup>44</sup>。

#### 四 幕末における財政構造

##### ■ 一、財政構造とその内容

最後に、以上考察した商品生産発展の特質、及び多岐広範にわたる各種商業の発展と藩権力による商業規制体系の再編成、運上銀体系の再成立によって、幕末における大村藩の財政構造は、どのような特質をもつに至ったか考察し

		貫匁分厘毛	
諸 運 上	山 運 上	百文銀	*18,132.517
	林 運 上	同	* 4,441.206
	薪山手並増山手銀	同	*17,271.500
	鍛 冶 炭 運 上	同	* 215.000
	箬 搔 運 上	同	* 50.000
	駄 □ 銀	同	* 3,424.800
	酒 造 運 上	同	* 9,467.000
	揚 酒 運 上	同	*10,039.500
	酒屋穂手下運上	同	* 100.000
	染 屋 運 上	同	* 3,300.250
	綿屋綿弓運上	同	* 4,625.000
	糝 屋 運 上	同	* 6,657.500
	鍛 冶 屋 運 上	同	* 2,203.750
	豆 腐 屋 運 上	同	* 810.000
	鑄 物 師 運 上	同	* 129.000
	紙 漉 運 上	同	* 383.000
	水 車 運 上	同	* 1,700.000
	蠟 油 絞 運 上	同	* 2,019.000
	網 釣 運 上	同	* 4,822.805
	質 屋 運 上	同	* 3,829.500
	細 物 売 運 上	同	* 216.000
	瓦 焼 運 上	同	* 240.000
	米 屋 運 上	同	* 1,080.000
	蒟 蒻 屋 運 上	同	* 28.500
	塩 問 屋 運 上	同	* 123.500
	鬘 附 屋 運 上	同	* 35.000
	肴 屋 運 上	同	* 4.000
	鮎 鰯 白 魚 運 上	同	* 88.250
	樹 木 運 上	同	* 9.056
	問 屋 運 上	同	* 4,451.000
鉄 鋼 売 運 上	同	* 7.500	
諸 色 問 屋 運 上	同	* 43.000	
瓶 山 運 上	同	* 60.000	
葺 屋 運 上	同	* 15.000	
薪 屋 運 上	同	* 90.000	
川 請 運 上	同	* 4.000	
津 越 □ 銀	同	* 50.000	
砥 石 場 運 上	同	* 341.420	
味噌醬油屋運上	同	* 103.000	
呉 服 屋 運 上	同	* 64.500	

		貫匁分厘毛		
諸 運 上	藍 問 屋 運 上	百文銀	* 100.000	
	菓 種 屋 運 上	同	* 150.000	
	磯 手 運 上	同	* 245.800	
	小 店 運 上	同	* 341.500	
	素 麵 塩 小 売 運 上	同	* 53.000	
	鰯 網 運 上	同	* 1,072.500	
	生 海 鼠 運 上	同	* 5.000	
	船 問 屋 運 上	同	* 265.000	
	鶺 鴒 糞 屋 運 上	同	* 15.000	
	鉄 釘 小 売 運 上	同	* 21.500	
	石 炭 問 屋 運 上	同	* 300.000	
	居 商 人 運 上	同	* 33.000	
	素 麵 問 屋 運 上	同	* 20.000	
	焼 場 二ヶ所運上	同	* 9.000	
	焼 草 運 上	同	* 2.000	
	干 鰯 問 屋 運 上	同	* 80.000	
	干 鰯 運 上	同	* 476.980	
	三ツ股皿山運上	同	* 3,349.000	
	永 尾 皿 山 運 上	同	* 1,676.000	
	中 尾 皿 山 運 上	同	* 5,568.200	
稗 木 場 皿 山 運 上	同	* 1,536.000		
計	運上銀		115,990.534	
眞 加 銀 ・ 他	丸 散 菓 屋 運 上	通用銀	* 258.000	
	酒 造 冥 加 銀	百文銀	* 250.000	
	糝 屋 冥 加 銀	同	* 85.140	
	問 屋 片 銀	百文銀	* 900.000	
	牛 馬 牽 替 □ 錢	錢	*221,150.000 <sup>文</sup>	
	帆 別 銀	百文銀	* 7,390.000	
	詰 水 主 賃	錢	*103,767.000 <sup>文</sup>	
	家 別 苧	百文銀	* 3,366.520	
	〔但し、全徴収額の3分の2、 残りの3分の1は正納。〕			
	地 子 苧	同	* 29,171.000	
郡 役 銀	八拾文銀	* 47,403.000		
諸 職 人 公 役 銀	錢	625,012.000 <sup>文</sup>		
計	百文銀	128,273.404		
	通用銀	258.000		
	八拾文銀	47,403.000		
	錢	949,929.000 <sup>文</sup>		

「諸運上銀並諸納物員数之事」による。

52,030石7斗5升4合3勺9才、畠高7,030石1升9勺5才。

表4-8 安政度大村藩の財政収入

本 途 物 成 ( 本 石 ・ 口 米 ・ 夫 石 ) ・ 他	米 納 高		小 麦 納 高	
		俵斗升合勺		俵斗升合勺
本 郡 普 内 同 新	石・口米・夫石	52368,2697		
	役請用地納	2439,1410		
普請料納		2322,1275	同	11,2583
		297,1351	同切島納	70,0491
同新		3,0135	切島普請料	1140,0726
		22,1535	切島納	3567,2568
			同日干茶代	96,0172
	計	57453,2403	計	4886,0540
橘 栲 楮 樟 櫨 塩 古 賀 村 島 納 地 料 並 水 主 屋 鋪 納 楮 田 並 塩 浜 納	皮	32,248 <small>枚</small>		
		201,702 <small>貫 匁</small>		
		1,953		
		619,9 <small>斤合</small>		
		8145,125 <small>俵斗升合勺</small>		
		1,963.0050 <small>貫匁分厘毛</small> (通用銀)		
		17,402.5840 (百文銀)		
		282,199.0000 (銭)		
		136,1956 <small>俵斗升合勺</small>	通用銀納	6,149.340 <small>貫匁分厘毛</small>
		4,2331	正	
胡 同 上 堅 大 薯 栗 藁 麻 摺 稻 蘭 萱	茶	282,0016 <small>斤斗升合勺</small>	八拾文銀	564.320
		559 <small>荷</small>	同	251.550
		559 <small>俵</small>	同	1,118.000
		1,407 <small>本</small>	同	35.175
		276 <small>束</small>	同	276.000
		2,811 <small>石斗升合</small>	同	112.440
		28,289 <small>把</small>	通用銀	2,404.565
		227 <small>束</small>	同	41.550
		2,828 <small>俵</small>	同	311.080
		276 <small>枚</small>	正納	117.300
計			八拾文銀	690.000
		1,130 <small>枚</small>	同	2,260.000
		通用銀	8,906.535	
		八拾文銀	5,424.785	

【註】 「郷村記」 「首巻」 の 「惣物成並諸納物員数之事」 ・ 「歳暮納物員数之事」 及び  
 \* は貨幣収入分。内検総高 59,060石7斗6升5合3勺4才 (うち田高

よう。  
 表4-8がそれを示したものであるが、幕末安政三年（一八五六）における大村藩の総石高は五万九〇六一石（斗以下四拾五人、以下同じ）で、そのうち蔵入高は三万九七五三石（45）、知行高は一万九三〇八石で、両者の比率は六八割対三二割となる。

この蔵入地から徴収する現物貢租のうち、米納高は本石・口米・夫石以下五万七四五三俵、小麦納高は四八八六俵で、合計六万二三三九俵となる（46）。元禄期の収入に比較して一万七八〇俵の増加であり、化政改革における知行制



の改革や貢租收取体系の改正・増徴<sup>47</sup>が、現物貢租収入の増加となって表われている。ほかに檣櫓(写真4-3)皮三万二二四八枚、楮二〇一貫七〇二匁、苧一貫九五三匁、楮六一九斤九合、塩八一四五俵一升二合五勺などの現物収入のほか、古賀村島納一貫九六三匁五厘(通用銀)、地料並水主屋鋪納一七貫四〇二匁五分八厘四毛(百文銀)、楮田並塩浜納二八二貫一九九匁(錢)の貨幣収入がある。

次に小物成は、文政六年(一八二二)、寛永検地以来、村高にに応じて現物納し、かつ地区・村によって不定額であった徴収方式を改正し、各地区・村とも蔵入地・浮地の物成高に依りて増徴し、定値段をたてて全面的に代銀納化した<sup>48</sup>結果、胡麻の一部と飼葉を除いて、すべて貨幣納となっており、合計収入額は通用銀八貫九〇六匁五分三厘五毛、八拾文銀五貫四二四匁七分八厘五毛、合わせて一四貫三三一匁三分二厘となる。

運上課役は、山・林・薪山手・樹木などの山野採集物をはじめ、商工業・漁業のあらゆる業種にわたって課税されており、そこに天保改革の帰結ともいえるべき商業規制体系の再編成、運上銀体系が再成立した財政構造の特質を見出すことができる。特に注目されるのは、山林運上、皿山の農村工業、網釣・鱒網などの漁業に対する運上課役である。商営業課税は多岐広範にわたるが、運上銀は概して少なく、このことは大村藩における商営業が零細な小営業にとどまっていたことを示している。こうして運上銀の総額は一一五貫九九〇目五分三厘四毛となっている。

更に冥加銀として酒造・糶屋冥加銀があり、ほかに帆別銀(百文銀七貫三九〇目)・家別苧(同三貫三六六匁五分二厘)があつて、比較的多額を占め、牛馬牽替口銭・詰水主賃・諸職人公役銀は銭で課税されている。注目されるのは、郡役穀(現物貢租≡本途物成)のほかに、郡役銀(八拾文銀四七貫四〇三匁)が貨幣収入となっていることである。このことは、化政改革における郡役夫の代米納化(≡郡役穀)・代銀納化(≡郡役銀)が、現物納と貨幣納への改革であつ



写真4-3 シュロの木



たことを示している。こうして冥加銀・ほかの総額は百文銀一二八貫二七三匁四分四毛・通用銀二五八匁・八拾文銀四七貫四〇三匁・錢九四九貫九二九文となっている。

## ■二、藩財政の特色

近世後期の藩財政は、一般的に貨幣貢租分の現物貢租分に対する比率が極めて高くなり、文政度仙台藩の貨幣貢租分は四九<sup>匁</sup>49、嘉永度尾張藩の貨幣貢租分は四七<sup>匁</sup>50の高率を示すが、安政度大村藩の貨幣貢租分は、多岐広範な収入品目にかかわらず、僅かに二五<sup>匁</sup>に過ぎない。

このことは、藩財政の基本的収入源である現物貢租分において、尾張藩でみるような畠租の代銀納化が最後まで行われず、かつ商品作物の顕著な発展と、仙台藩でみるような専売益金となるべき有利な国産品の発展がみられず、そのため利潤金による貨幣収入額が著しく低位であったことによるものである。大村藩における幕末の財政構造は、農村に広範に発展した零細な商営業、及び皿山の農村工業、漁業に対する運上課役、並びに小物成をはじめ労働課役の代銀納（Ⅱ郡役銀）に立脚する、なお支配的な現物貢租の形態であった。甘藷栽培を中心とする典型的な主穀農業経営が、藩財政の在り方を決定する重要な要素となったのである。このような財政構造のもとで、大村藩における尊攘・討幕派がどのように形成され、どのような政治目標と、どのような実践行動をとったかについて、第二節以降において考察することとする。

（藤野 保）

## 註

- (1) ①「九葉実録」巻五〇（大村史談会編『九葉実録』第四冊（大村史談会 一九九六 一六三頁）、②藤野 保「解体期の藩政に関する考察」（大塚史学会編『史潮』第八二・八三合併号 大塚史学会 一九六四）。
- (2) 「九葉実録」巻五〇（大村史談会編『九葉実録』第四冊 大村史談会 一九九六 一六六頁）。
- (3) 前掲註(1)②、大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻（大村市役所 一九六二 二二六九〜二七九頁）。

- (4) 大村市立史料館所蔵 大村家史料「大村家覚書」巻一八。
- (5) 「九葉実録」巻五一(大村史談会編『九葉実録』第四冊 大村史談会 一九九六 一八七頁)。
- (6) 藩の直轄地を歩合をもって耕作を請負わせる制度。年貢の確保と財政窮乏した家臣団救済の意味をもつ。  
前掲註(5) 一八九頁。
- (8) 純昌は化政改革において、地方知行制を蔵米知行制に切替えるとともに、両家・家老から村大給・小給・足輕に至るまで、役席の高下にしたがい、知行高の均分策を断行した。このことは、家臣団編成の中核をなす「格」制の否定を示すものであり、それによって、家臣団の財政窮乏が一層促進された。こうした改革政治に対し、家臣団から建白書が提出され、批判が集中した。純頭の禄制改革は、こうした批判に対処したものである。藤野 保「解体期の藩政に関する考察」(大塚史学会編『史潮』八二・八三合併号 大塚史学会 一九六四)、大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻(大村市役所 一九六二) 二六八、二七九頁参照。
- (9) 前掲註(5) 二〇〇頁。
- (10) 前掲註(5) 一九〇頁。
- (11) 前掲註(5) 一九七頁。
- (12) 前掲註(5) 二〇四頁。「残株」は酒造株の外、酒造付糶株・揚売糶株・染屋株・質屋株・種油絞株・粟種株・丸散株・魚問屋株・鋳物師株の九株(藤野 保「幕末・維新时期における小藩の構造とその動向―討幕派第二グループの動向をめぐって―」(史学研究会編『史林』第四六巻第五号 史学研究会 一九六三)、大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻(大村市役所 一九六二) 二九二～二九三頁)。
- (13) 前掲註(5) 二〇五頁。
- (14) 司法省大臣官房庶務課・法制史学会編、石井良助校訂『徳川禁令考』第五帙 創文社 一九五九 三六〇頁、岡本良一「天保改革」(家永三郎等編『岩波講座日本歴史』第13巻 近世第5 岩波書店 一九六四)、津田秀夫「天保改革の経済史的意義」(古島敏雄編『日本経済史大系』近世下 東京大学出版会 一九六五)。
- (15) 「郷村記」首巻(藤野 保編『大村郷村記』第一巻 国書刊行会 一九八一 一頁以下)。
- (16) 藤野 保「近世における藩貢租形態の変質過程」(下)(大阪歴史学会編『ヒストリア』通号16号 大阪歴史学会 一九五六)、藤野 保「大村藩における貢租形態と財政構造」(下)(大村史談会編『大村史談』第五十一号 大村史談会 二〇〇〇)。
- (17) 関 順也『藩政改革と明治維新』(有斐閣 一九五六) 一〇一～一〇七頁、田中 彰「長州藩の天保改革」(大阪歴史学会編『七

【補説】

ストリア」18号 大阪歴史学会 一九五七、田中 彰「幕末の藩政改革」(塙書房 一九六五)第二章、池田敬正「天保改革論の再検討」(日本史研究会編『日本史研究』第31号 日本史研究会 一九五七)。

明治維新の論功行賞において、一〇万石(薩摩・萩兩藩)及び四万石(土佐藩)賜与された「討幕派第一グループ」について、「討幕派第二グループ」とは、三万石賜与された鳥取・大垣・松代・大村・佐土原の諸藩を仮称したものである。

(18) 藤野 保「近世における大名家臣団の展開過程——大村藩「新撰士系録」を中心として」(東京大学文学部内史學會編『史学雑誌』第65編第6号 山川出版社 一九五六)。化政改革に際して、文化二年(一八〇五)、松浦氏及び彦右衛門系統の両大村氏を「両家」とし、いわゆる門閥「両家」体制の定着・強化を図った。

(19) 藤野 保「新訂幕藩体制史の研究」(吉川弘文館 一九七五) 七〇三〜七三八頁。

(20) 「郷村記」各巻の「輩数男・女数并宗旨之事」。「郷村記」については、藤野 保「大村藩と郷村記」(大村史談会編『大村史談』第十六号 大村史談会 一九七九)。「首巻」・各村記・「附録」合わせて全七九巻から構成される。数字は調査年度の安政三年(一八五六)、完成したのは文久二年(一八六一)。

(21) 大村藩の朱印高は、第二回の総検地である慶長十七年検地の打出高で、これが幕末まで継承された。これに対して内検総高は、五万九〇六〇石七斗六升五合三勺四才で、第四回の総検地である元禄検地以降、新たに九〇二二石八斗五升五合二勺四才が打ち出された。前掲註(15) 二七頁。

(22) 木村 礎「萩藩在地家臣団について」(東京大学文学部内史學會編『史学雑誌』第62号第8号 山川出版社 一九五三)、田中 彰「長州藩改革派の基盤」(大塚史学会編『史潮』51号 大塚史学会 一九五四)。

(23) 「地方」を「じかん」と発音することは、御厨文一の教示による。御厨は明治七年(一八七四)、大村で旧大村藩士の家系に生まれ、旧制大村中学を卒業し、同校の書記として永年勤務。大村公園内桜田の堀にあつた大村家の屋敷で宿守を兼ね執事を務め、その傍ら大村藩史料の研究を行い、戦後初代大村史談会長となった。昭和三十三年(一九五八)没。

(24) 「郷村記」中「諸士持高」、及び各巻の「蔵入私領高附物成田畠畝歩数并住居懸持知行之事」によって作成。

(25) 藤野 保「近世大名領の構造——肥前大村藩の場合——」(大塚史学会編『史潮』53号 大塚史学会 一九五四)、藤野 保「刈藩体制と政治動向」(藤野 保「日本封建制と幕藩体制」 塙書房 一九八三)、大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻(大村市役所 一九六二) 二九六〜三三二頁、藤野 保「大村藩」(長崎県史編纂委員会編『長崎県史』藩政編 長崎県 吉川弘文館 一九七二)。

- (26) 前掲註(16)。
- (27) 前掲註(16)、大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻(大村市役所 一九六二) 三三四頁掲載の「販売商品の品目」参照。  
前掲註(15) 七頁。
- (28) 大村藩領農村においては、千歯・土白等の一般化によつて、脱穀以下の過程において改良がみられたが、稲作労働の主要過程における耕耘用具においては、中期以降(藤野 保「元禄期における肥前彼岸地方の農業技術」(地方史研究協議会編『地方史研究』一七号 地方史研究協議会 一九五五)、何等改良がみられず、管理用の農具も出現するに至っていない(「郷村記」各巻の「百姓農具調入目之事」)。また、肥料は地域・階層によつて一部干鰯の使用がみられたが、全体的には刈敷中心の自給肥料を基幹とした(大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻 大村市役所 一九六二 三三五～三六四頁参照)。
- (29) 大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻(大村市役所 一九六二) 三六五～三七六頁、長崎県史編集委員会編『長崎県史』藩政編(吉川弘文館 一九七三)所収「大村藩」の項 一七五～一八二頁参照。「郷村記」各巻は、収支計算表のあとで、「田島作得積年の豊凶又は作人により不同あり、村並の平均大概斯のこし」とも説明している。なお、収支計算表には肥料代・傭人給料等の計上をみない。このことは、自給肥料である刈敷使用を前提とし、かつ傭人労働に依存しないところの、通常家族労働力を経常労働力とする自作農の経営形態を示したものと見えよう。それは従来規模における単純再生産維持の経営である。
- (30) 「郷村記」上波佐見村記(藤野 保編『大村郷村記』第三巻 国書刊行会 一九八二 三一〇～三二二頁)。
- (31) 長崎県史蹟名勝天然記念物調査委員会編『長崎県史蹟名勝天然記念物』第八輯(長崎県 一九三六)。幕末段階における上波佐見村の竈数は、三ツ股血山一〇八軒、永山血山四四軒、中尾血山二五〇軒。陶器の出来高は、三ツ股血山一万三三三〇俵・永山血山六六二〇俵・中尾血山三万一九六六俵となっている(「上波佐見村記」)。  
前掲註(32)。
- (32) 「郷村記」松島村記(藤野 保編『大村郷村記』第六巻 国書刊行会 一九八二 三六〇頁)。
- (33) 「見聞集」一四・四七(藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』 高科書店 一九九四 一八六～二〇七頁、七六六～七九六頁)、小葉田 淳「大串金山」(京都大学文学部編『京都大学文学部五十周年記念論集』(京都大学文学部研究紀要 第4) 京都大学文学部 一九五六)、大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻(大村市役所 一九六二) 三八九～四二〇頁。
- (34) 「郷村記」雪浦村記(藤野 保編『大村郷村記』第六巻 国書刊行会 一九八二 三六頁)。
- (35) 「郷村記」上波佐見村記(藤野 保編『大村郷村記』第三巻 国書刊行会 一九八二 三三四頁)。
- (36) 大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻(大村市役所 一九六二) 三三〇～三三三頁、長崎県史編集委員会編『長崎県史』藩政

- 編(長崎県 吉川弘文館 一九七三)所収「大村藩」の項 一五五～一五六頁参照。
- (39) 間百姓とは百姓間人(ちやうど)のことであり、「無名地」而竈持伝罷在候者(藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』 高科書店 一九九四 九六八頁)である。具体的には小作日雇層であり、それは直接具体的に土地所有の区分ないし農民層の階級分化を示すものである。大村藩間人の全体的な存在形態については、藤野 保「大村藩の間人について」(長崎史談会編『長崎談叢』第三十七輯 長崎史談会 一九六八)。大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻(大村市役所 一九六二) 三四五～三五二頁、藤野 保「刈身分構成と間人の存在形態」(藤野 保『日本近世史論考』 朝倉書店 一九九五)。なお、「鄉村記」でいう本百姓は蔵百姓とともに蔵入地の農民に限って使用し、知行地の農民は「私領」(私領百姓)と称している。
- (40) 「四民江之御教諭」(「九葉実録」巻三)(大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 三〇〇～三〇七頁、長崎県史編纂委員会編『長崎県史』史料編 第一 長崎県 吉川弘文館 一九九四 所収)。
- (41) 前掲註(40)。
- (42) 前掲註(41)。
- (43) 前掲註(41)。
- (44) 表4-7(3)「内海」地区農村の階級分化」のうち「日並村」が本百姓○軒・間百姓一軒(○軒対一〇〇軒)となっているのは、同村が蔵入地が少なく、主として「私領」の知行地(懸持知行人・住居知行人)から構成されていたことによるもので、同村の竈数構成は、村大給一軒・小給一軒・間百姓一軒・拝借家来二軒・私領(私領百姓)二三八軒となっている(「鄉村記」日並村記(藤野 保編『大村郷村記』第四巻 国書刊行会 一九八二 二六四頁)。「私領」における階級分化は不明。
- (45) この蔵入高は、狭義の蔵入地のほか浮地・請地・新地・内地地・地料屋鋪・水主屋鋪・水主地・椿芋關・棕欄關などの合計石高である(「郷村記」首巻(藤野 保編『大村郷村記』第一巻 国書刊行会 一九八二 二四～二六頁)。
- (46) これを銀で換算すると九一六貫となる。
- (47) 前掲註(16)。
- (48) 大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻(大村市役所 一九六二) 二八一頁、長崎県史編纂委員会編『長崎県史』藩政編(長崎県 吉川弘文館 一九七三) 一二三頁。
- (49) 堀江英一「封建社会における資本の存在形態」(日本評論社 一九四九) 六二、六六頁。
- (50) 前掲註(49)。

## 第二節 尊攘・討幕派の形成過程

### 一 国際情勢の変化と国内の政治動向

#### ■ 一、インパクトと幕府の対応

江戸幕府が鎖国体制のもと、オランダ・中国との二国間貿易を維持している間に、世界の情勢は大きく変化した。イギリスは、既に十七世紀半ばに市民革命を成功させ、十八世紀の末には、アメリカの独立、続いてフランス革命が起こった。これらの諸国は産業革命を成し遂げ、資本主義国家として発展し、東アジアに進出してきた。また、ロシアは十七世紀末のピョートル大帝の時代から、市場と海港を求めて、シベリアに進出し、十八世紀のはじめには千島・樺太に及び、「田沼時代」(宝暦十年(一七六〇)〜天明六年(一七八六))には蝦夷地に迫った。こうしたなかで、幕府は外交体制の変更を迫られる重要な時期を迎えた。

寛政四年(一七九二)、ロシア使節のラクスマンは根室に来航して通商を求め、文化元年(一八〇四)には、ロシア使節のレザノフが長崎に来航して、再び通商を要求した。更に文化五年には、イギリス軍艦フェートン号(写真4-4)が長崎に乱入する事件が起こった。こうして日本は、世界資本主義の東アジア進出という新たなウエスタン・インパクトに遭遇することになった。しかし、幕府は鎖国方針を堅持し、文化八年「無二念打払令」(1)を出して、外国船を撃退する方針をとった。ところが、アヘン戦争による中国の敗報に接し、老中首座水野忠邦は、天保十三年(一八四二)、「無二念打払令」を緩和し、「薪水給与令」(2)を復活して、漂着した外国船に薪水・食糧を与えることとし、江戸湾の防備体制を強化するため、これまでの浦賀奉行を中心とする警備体制から関東譜代藩(武蔵川越藩・忍藩)を中心とする警備

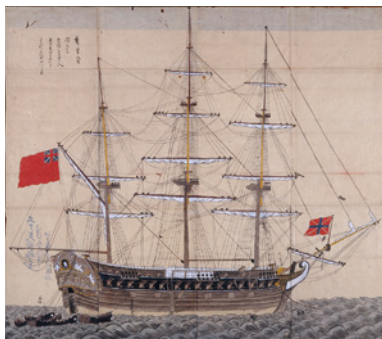


写真4-4 フェートン号図(崎陽録)  
(長崎歴史文化博物館収蔵 市博歴史資料 軍事1)

体制へと切替えた③。

こうして、忠邦は外圧に対処する一方、翌天保十四年（一八四三）には、江戸・大坂最寄一円を幕府の直轄地（「上知令」とし、幕府権力の強化を図ったが、関係諸大名・旗本の反対によって「上知令」は撤回され、忠邦は免職となった④）。このことは、幕府が中央集権的な絶対権を喪失したことを意味する。忠邦の失脚後、皮肉にも「上知令」に反対した土井利位（下総古河藩）が老中首座となり、天保改革派の諸役人を更迭し、勘定方の人事を刷新するとともに、旗本・御家人の救済と幕府財政の再建に乗り出したが⑤、利位は弘化元年（一八四四）老中を辞任した。

## ■二・ 条約調印と将軍継嗣問題

水野忠邦・土井利位退陣のあと、老中首座となった阿部正弘（備後福山藩）は、安政元年（一八五四）、「日米和親条約」を締結し、幕府の祖法である「鎖国政策」を開国に転換した。そのため、これまでの慣例を破って、アメリカの国書を藩大名に示して意見を徴し、朝廷に報告するとともに、徳川斉昭（水戸藩）を幕政・外交の顧問とし、松平慶永（福井藩）・島津斉彬（薩摩藩）ら雄藩大名の意見を幕政に反映させた。このことは、幕藩体制史上極めて重要な意味をもつもので、やがて雄藩の中央政界進出、攘夷・開国をめぐる幕末政争の端緒を開くこととなった。

安政二年（一八五五）、「阿部政権」のもとで堀田正睦（下総佐倉藩）は老中に再任され⑥、正弘の没後は、幕閣の中心としてハリス（アメリカの初代駐日総領事）と通商条約に関する協議を重ね、勅許を得るために上洛したが失敗に終わった⑦。重要なことは、「鎖国政策」の決定に際しては勅許奏請を必要としなかったにもかかわらず、「開国政策」（条約調印）の決定に際しては勅許奏請を必要とし、違勅条約調印が高度の政治問題となったことである。このことは、いわゆる「大政委任」の論理が破綻し（幕藩政治システムの動揺）、幕末政治史において、天皇の存在が急浮上したことを示している⑧。こうして、幕末政治の中心は関東（江戸）から近畿（京都）へ移行する。幕府は諸大名を動員して、京都及び周辺の警備を強化したが、諸藩（特に雄藩）も、京都守護を名目に強引な割込み策を講じ、京都の治安維持と防衛が緊急の課題となった。



こうした条約調印をめぐる朝廷と幕府との対立のなかで、安政五年四月、大老となった井伊直弼(彦根藩)は、六月十九日、無勅許のまま「日米修好通商条約」に調印し、幕閣改造を行って、みずからの体制を固めた(9)。二十四日、徳川斉昭(水戸藩)・徳川慶勝(尾張藩)・松平慶永(福井藩)は、不時登城し、違勅条約調印を厳しく詰問、その結果、斉昭は謹慎、慶勝・慶永は隠居、謹慎の処分を受けた。直弼は勝に乗じて將軍継嗣問題に着手、一橋派が推す慶喜(斉昭七男)を排除して、一三代將軍家定の継嗣に紀州藩一三代藩主慶福を決定した(10)(一四代將軍家茂)。一橋派は完全に敗北したのである。

直弼は「日米修好通商条約」の調印に続いて、オランダ・ロシア・イギリス・フランス四カ国と通商条約を締結し、全面開国へと踏み切った。一方、敗北した尊攘派一橋派グループが起死回生の手段とした「戊午の密勅」を契機に、直弼の反対に対する弾圧が開始された(安政の大獄)(11)。京都所司代酒井忠義(若狭小浜藩)も、これに呼応して、安政の大獄を京都で指揮し、攘夷派の逮捕に踏み切った(12)。これに反発した水戸藩浪士らは、万延元年(一八六〇)三月、桜田門外で直弼を襲撃・殺害(桜田門外の変)、ここに「井伊政権」は崩壊した。このことは、幕府の統治力と權威が著しく失墜し、幕藩制国家における幕閣独裁体制が崩壊したことを意味する。こうして、「井伊政権」に代わって、「公武一和」を基調とする「久世・安藤政権」が誕生し、やがて雄藩連合による公武合体運動へと発展する。

### ■三、西南雄藩の登場

佐賀藩(三万七〇三六石)は、長崎警備の特役として、早くから海外と接触したが、文化五年(一八〇八)のフエートン号事件を契機に、長崎防備の充実、軍備の増強を痛感し、天保元年(一八三〇)から一代藩主鍋島直正の主導のもとに藩政改革を実施した。まず、藩経費の節減によって藩財政を立て直す一方、貧農の没落を防止するため、未納小作料の支払いを停止し(「加地子猶予令」)、崩れゆく農村秩序の再編・強化を図ったが、これはのち「均田政策」へと発展する。更に洋式工業を導入し、天保から幕末にかけて、反射炉を築いて大砲・小銃の鑄造を始め、造船・蒸気機関を製造し、陶器業の専売を強化し、兵制改革を行って、強力な富国強兵の体制を築きあげた(13)。



薩摩藩（七二万八七〇〇石）も、琉球貿易を通じて、早くから海外と接触したが、文政十二年（一八二八）、窮乏した藩財政を立て直すため、調所広郷（ずしよひろちやう）を中心に藩政改革を実施し、三都（江戸・京都・大坂）商人に対して「二百五十年賦償還法」（事実上の借金踏み倒し）を講じる一方、天保元年から奄美三島の砂糖に対して惣買入制を実施し、琉球貿易を拡大して、藩財政の再建に成功した。更に幕末には、一二代藩主島津斉彬（しまづあきひろ）の主導のもと、洋式工業を導入し、集館を中心各種産業の総合的開発を行い、大砲・小銃を製造し、軍備の近代装備化、外国艦船の購入、紡績機械の輸入など、一連の富国開化策によって、藩の軍事力を著しく強化した。注目されるのは、幕府と対抗し、欧米諸国と条約を締結し、中国貿易（唐物商法）の主導権確立を目指しながら、自領における開港・開市を計画し、「鎖国体制」を崩壊に導く要因をつくりあげたことである<sup>14</sup>。

萩藩（三六万九四一一石）は<sup>15</sup>、天保大一揆（同二年）の危機に対し、村田清風を中心に藩政改革に着手した。まず、多額の負債に対し「三十七ヶ年賦皆済仕法」（事実上の借銀踏み倒し）を実施して、その整理に当たる一方、紙・蠟の専売制を改革し、下関に越荷方を設置して、諸国の廻船を相手に、積荷を担保として収益をあげ、更に幕末にかけて、藩際貿易（薩長交易）を展開し、洋式工業を導入して、大砲・小銃を製造し、撫育局（びよくきょく）において製蠟・製油・製鉄・造船の四局を設置目標として増産計画を立て、軍事費を強化する一方、奇兵隊を組織し、兵制改革を行って、西洋陣法による軍事力の近代装備化に成功した<sup>16</sup>。

土佐藩（二〇万二六〇〇石）は、「天保改革」の失敗のあと、一五代藩主に就任した山内豊信（とよしん）の主導のもと、吉田東洋を中心に藩政改革（安政改革）を実施し、負債の整理に当たる一方、木材・米の売却、酒・醤油などの醸造、砂糖・石炭・紙などの国産品に対する統制を強化し、一様に口銭を賦課して、財政再建を図り、その成果によって、大砲・小銃を購入して、軍事力を強化した。更に幕末にかけて、豊信は公武合体運動を推進する一方、「薩長連合」成立後、後藤象二郎は開成館を設立（貨殖以下一〇局）、国産方役所と国産問屋の機能を一元化しながら藩権力に吸収し、国産品の奨励・販売、長崎貿易の推進を通じて、藩権力を強化し、獲得した利潤によって艦船・武器を購入し、軍事力

を強化した<sup>17</sup>。

こうして、藩政改革に成功した西南雄藩は、富国強兵の体制を築きあげ、雄藩として幕末の政局に強い発言力をもつて登場する。

#### ■四、島津久光の幕政改革

「井伊政権」に代わって誕生した「久世・安藤政権」は、文久二年（一八六二）一月、水戸藩浪士らによる安藤信正要撃事件（坂下門外の変）を契機に崩壊し、幕府権力は更に弱体化していく。こうした政治情勢のなかで、雄藩として登場した薩摩藩の島津久光は、文久二年三月、率兵上京して尊攘激派を弾圧する（寺田屋事件）一方、勅使大原重徳を奉じて東下し、幕府に対して幕政改革を要求した。「久世・安藤政権」崩壊後の幕閣は、極めて脆弱で、久光の要求をのみ、その結果、一橋慶喜が将軍後見職に、松平慶永が政事総裁職に、松平容保（会津藩）が新設の京都守護職に<sup>18</sup>、それぞれ任命された。こうして久光の幕政改革は成功し、ここに斉彬（二代藩主）の遺志が実現した<sup>19</sup>。重要なことは、一外様藩による幕政改革によって、幕府の弱体振りが白日のもとにさらされたことであり、これを契機に、薩摩藩が中央政局における主導権を掌握しはじめたことである。

文久二年八月二十一日、幕政改革を断行した久光一行が京都に向かう途中、神奈川宿に近い生麦村で、いわゆる「生麦事件」（イギリス人殺害事件）が発生した。京都に到着した久光は島津家と姻戚関係にある近衛邸に入ったが、京都の情勢は大きく変化していた。

中央政界において薩摩藩に主導権を奪われた山口藩は<sup>20</sup>、尊攘派公家三条実美・姉小路公知と結び、幕府に対して攘夷の実行を迫った。将軍家茂は、朝廷の強硬な態度に屈し、文久三年（一八六三）五月十日を期して攘夷決行を奏聞するとともに、諸藩に対してもその旨通告した。山口藩はこれを契機に下関を通航中の外国艦船を砲撃、こうして「馬関戦争」が勃発し、奇兵隊の編成となった。一方、「生麦事件」を契機に、同年七月、「薩英戦争」が勃発した。この両藩における対外戦争は、その後の藩政の在り方を規定すると同時に、両藩における異なる対応が幕藩制国家その

ものを変容せしめる大きな契機となったのである。

## ■五、幕府権力の二極化

文久三年八月十三日、孝明天皇による攘夷祈願のための大和行幸が決定し、これに呼応して、尊攘派志士による天誅組の変<sup>てんしんぐみ</sup>が勃発した。ところが、八月十八日の政変<sup>せいへん</sup>で、天皇の大和行幸は中止となり、京都における政局の主導権は、薩摩・会津藩を中心とする公武合体派の掌中に帰し、三条実美ら尊攘派公家七名は、京都を脱出して山口藩に亡命した(七卿落ち)②。次いで元治元年(一八六四)三月、一橋慶喜は京都にあつて新設の禁裏守護総督に任命され③、四月には、松平容保が軍事総裁から京都守護職に復帰、容保の実弟松平定敬(桑名藩)が京都所司代となった④。こうして、京都を中心に「一会桑権力」(一は一橋慶喜、会は松平容保⇨会津藩、桑は松平定敬⇨桑名藩)が成立し、京都の守護・朝廷の警衛は、完全に「一会桑権力」⇨公武合体派が掌握した⑤。その結果、幕府権力は江戸の老中を中心とする幕閣(譜代大名)と京都を中心とする「一会桑権力」(徳川一門)に分化し混迷を深めた。

そうした政治的混迷と内外の政治情勢に対応すべく、文久三年十二月から翌元治元年正月にかけて、慶喜・慶永・容保・山内豊信(土佐藩)・伊達宗城(伊予宇和島藩)・島津久光(薩摩藩)が朝議参子に任命され⑥、「参予会議」が発足した。幕藩制国家の最高方針を「参予会議」で決定し、天皇の裁可をえて幕政を執行しようとするもので、雄藩連合構想を制度化したものであった。会議の主要議題は、横浜鎖港問題と山口藩処分問題であったが、意見の一致をみず、かえって対立を浮彫りにして、僅か二カ月で空中分解した⑦。京都を中心に「一会桑権力」が成立して、完全に朝廷を掌握したうえで、幕府(慶喜)を中心とする集権制を強化しようとするなかで、「雄藩連合」構想は崩壊し、「参予会議」は解散したのである。

以上、幕府権力の二極化による政治的混迷と権威の失墜、西南雄藩の登場による中央政治への進出、「参予会議」の解散による雄藩の割拠と独自の政治活動という幕末の政治情勢のなかで、「討幕派第二グループ」⑧に属する小藩大村藩が、みずからの独自性を保ちつつ、どのような政治目標、理念のもと、どのような実践行動をとったか、次に「討

幕派第一グループ「28」の行動との関連について考察しよう。それは大村藩における政治主体の形式過程を明らかにする作業でもある。

## ◆ 安政・文久期の政治動向

### ■ 一・大村純熙の登場と政治目標

天保改革ののち、弘化四年（二八四七）二月、一二代藩主に就任した純熙（写真4-5）は29、天和期（二六八一〜八四）の初回の編纂以来、一八〇年の歳月を要した、「郷村記」30を最終的に完成し、領内総生産力の強力な把握を実現する一方、幕末の対内外における複雑な政治情勢に対応するため、藩政改革、特に軍政改革に主眼をおいた。長崎に隣接し、かつ同地警固の特役を有する大村藩は、沿岸防備をはじめ、軍制の改革・整備、軍事力の増強は緊急の課題であった。

これより先、天保改革の一環として、異例の措置により、江頭官太夫を海防担当の専任家老としたが31、

嘉永六年（一八五三）、外国艦船が浦賀・長崎に相次いで来航し、外圧の危機が切迫するや、純熙は官太夫をして「外海」地区六ヶ村（福田・式見・三重・神浦・瀬戸・面高）に砲台を築造せしめ、沿岸防備を固めさせた32。



写真4-5 大村純熙  
（大村市立史料館所蔵 史料館史料）

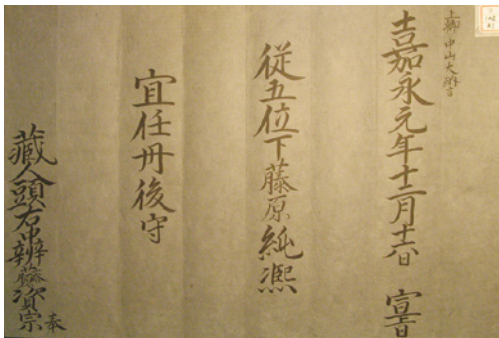


写真4-6 丹後守任命状  
後守である。大村純熙の位官は、從五位下丹後守である。  
（大村市立史料館所蔵 大村家史料）

次いで安政年間に入るや、同元年（一八五四）六月、純熙は城下大給以上の家臣団を招集して、五カ年間質素儉約の令を発する一方、翌二年六月には、官大夫の意見を入れて軍制改革を断行し、中小姓を藩主の親衛とするほか、諸手弓組を全廃して銃隊を編成した。また、この時、従来の一刀流・新陰流を停止して、無念流を採用し、斎藤歆之助を師範役に任じた。更に高島秋帆の西洋式練兵を見聞して、これを直ちに採用するとともに、幕府の海軍伝習所開設に伴い、少壯の藩士をして洋学を学ばしめ、更に進んで江戸に遊学せしめた。渡辺昇をはじめ、大村藩幕末藩政改革派の中核をなすいわゆる「三十七士同盟」の中心人物は、この時、長崎・江戸において学をなしたものである<sup>33</sup>。

次いで翌三年（一八五六）には、「郷村記」の最終的編纂、そのための農村の実態調査を行い、領内総生産力の強力な把握を実現した。ここでは、各種の在方商業に対する商業規制体系の再編成、運上銀体系の再成立がみられ、また、特権的な株商人の独占行為を排除し、広く在方商業を藩権力がみずから直接把握しようとした天保改革の一応の完結が認められる<sup>34</sup>。

以上、大村藩の安政改革は、開明的な藩主純熙の主導のもと、外圧に対応する軍制改革・銃隊の編成と、農民的商  
品経済の発展を中核とする各種の在方商業に対する商業規制体系の再編成に特色があり、それは大村藩なりの「絶対主義への傾斜」を示したものといえる。しかし、大村藩の安政期の政局は、比較的安定しており、藩政改革をめぐる党争は未だ表面化していない。この期に、長崎・江戸に遊学した少壯の藩士は、国内に生起するもろもろの情勢を見聞し体験することにより、次第に政治意識を成長させつつあった。

## ■二、松林飯山と勤王思想の形成

飯山（写真4-7）は幼名を駒次郎といい、諱を漸之進（いみな）と称し、のち廉之助（ぜんのしん）に改めた。天保十年（一八三九）二月、筑前早良郡羽根戸村（現在の福岡市西区金武）に生まれる。父松林杏哲（あきつと）は医者で長崎で医学を学び、大村藩の藩医となった。「外海」地区七ツ釜村出身の中浦なかを妻に迎えたのち、筑前羽板戸村に転任し、そこで長男駒次郎が生まれた。弘化四年（一八四七）、飯山九歳の時、父杏哲に従って「外海」地区嘉喜浦（かきうら）（蠣ノ浦島）に移住し、そこで育った<sup>35</sup>。



写真4-7 松林飯山肖像  
(大村市立史料館所蔵 史料館史料)

飯山は幼少から異才あり、三歳の時、初めて作字し、「唐詩百首」を誦読したという。押投の郡奉行後藤多宮が、その才能を見出して藩庁に報告、こうして飯山は、嘉永三年（一八五〇）、一二歳で藩主純熙に伺候し、その面前で「唐詩選」を進講し、その才を賞されて藩士（小給）に取り立てられ、一人扶持を与えられて、藩校五教館（定話）となった。

嘉永五年（一八五二）、藩令によって江戸に遊学し、そこで安積良斎（儒学者、林述斎門人、のち昌平黌教授となる）に学び、たちまち頭角を現わして塾生の首席となった。次いで安政四年（一八五七）、一八歳で昌平黌に入学したが、ここでも秀才を發揮し、三河出身の松本奎堂（千仞）と並んで注目され、ともに時勢を論じ、幕府の外交方針を批判した。翌安政五年、一九歳で昌平黌の詩文掛（助教）に拔擢された。

安政六年（一八五九）五月（この時、二二歳となる）、藩主に陪従して大村に帰ったが、帰国と同時に馬廻に取り立てられ、六〇石を給されて③⑥、五教館祭教（教授）に任じられたが、これを固辞し、学頭の地位についた。飯山、在藩すること一年にして京坂の地に遊学し、松本奎堂・岡千仞と語らって、文久元年（一八六一）十一月、大坂中之島に「雙松岡塾」を開き、京坂の儒者・志士と交わり、ひそかに尊王攘夷運動を行った。しかし、幕府（京都所司代）の監視・圧迫を受け、雙松岡塾を閉鎖して、翌文久二年七月、大村に帰り、再び五教館学頭となった。

次いで翌文久三年（一八六三）正月、再び京坂の地に遊学し、三月には廣瀬旭莊⑤と吉野を旅し、六月には大村に帰った。そして、十月には五教館祭酒（教授）となり、爾來慶応三年（一八六七）に至る四カ年、五教館祭酒として藩士の育成に努め、水戸学の大義名分論を取り入れて、勤王思想の高揚を図り、いわゆる「三十七士同盟」（後述）の理論的指導者として、藩政刷新に当たった。こうした飯山の刷新政治は、現状維持を意図する保守派に恐れられ、両派の対立が醸成されていく。



### ■三、純熙の政治路線

一方、藩主純熙は、前述(第二節第一項参照)した政治情勢のなかで、文久元年(一八六一)七月、城下大給以上の家臣団を招集し、「当領海岸線数ヶ所に而、何時急変差起候哉も難計、到其期万一不覚を取候儀於有之は、当家は勿論皇国の耻辱にも相拘候」<sup>38</sup>として、戦国の心得をもって、専ら義勇を養い、節儉を守り、ことあるに臨んで忠義を抽んづべきことが必要であると訓令した。ここでは「不覚」の事態を、自藩のみならず、「皇国の耻辱」と意識していることが注目される。

翌文久二年六月、純熙は大原重徳<sup>しげひこ</sup>を擁しての島津久光の江戸下向に際し、「公武御合体之場合に不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>候節は、忽戦国之世に成行候儀眼前之事に候、たとへ御合体に相成候とも、異船打払之場合に至り候儀は不<sub>レ</sub>遠事と被<sub>レ</sub>存候」<sup>39</sup>として、公武合体運動に対する予見を立て、再度戦国の心得が必要であると強調する一方、外国との戦争は不可避とし、そのためには、まず隣藩との親交が必要であるとし、八月には側用人江頭隼之助を平戸に派遣し、「万一不慮の変動も差及候はば、尚更御互力を戮<sup>あわ</sup>せ致<sub>レ</sub>扶助」、御国威相立候様仕度」<sup>40</sup>希望を伝えしめ、ここに「大・平同盟」を成立させた<sup>41</sup>。こうした大村藩の政治路線は、その後、「一繩の策」として推進される<sup>42</sup>。なお、純熙は十二月に至り、先の島津久光の江戸下向に伴う幕政改革に対応して、当年の役目の半部を免じて武備を充実させるとともに、年頭歳暮の礼など諸事省略を令した<sup>43</sup>。

こうして、大村藩の文久期の政局は、隣藩である平戸藩と同盟して統一行動をとるとともに、急変する国内政局の推移に対応しつつ、自藩の武備を充実するところにあつた。しかし、この期に、先に長崎・江戸に遊学し、京都・大坂において諸藩の尊攘派志士と交わり、全国的視野を身につけ、著しく政治意識を成長せしめた少壮の藩士が相次いで帰国し、大村藩尊攘派を形成しつつあつたことは注目しなければならない。

### ■四、尊攘派の形成と大村純熙の長崎惣奉行就任

文久三年(一八六三)十二月、藩校五教館において、根岸陳平・渡辺範助(清左衛門、のち清)・長岡治三郎・中村

鉄弥(公知)は、時勢を論じるなかで、論は藩政に及び、ともに「誓て共に尊王攘夷の為に粉骨碎身せん」と密約した。これがいわゆる「三十七士同盟」の始まりである(44)。のち再び長岡家で会合し、そこに渡辺昇(範助弟)が遅れて出席、加わった(45)。その後、同盟者は次第に増加し、その範囲は馬廻クラスから、針尾九左衛門(46)・稲田東馬(47)・大村敏十郎(48)など上級家臣に及び、結束を強化した。ここに「三十七士同盟」の原型が出来あがったのである(49)。同盟は城代針尾九左衛門を盟主に、更に同志を糾合し、改革派同盟を結成することとした。松林飯山は、既に五教館祭酒(教授)に就任しており、同盟の理論的指導者として、勤王思想を鼓吹した。

尊攘派が、こうした改革派同盟を結成した理由は、みずからの政治思想(尊攘思想)のほかに、これより先、文久三年五月、藩主純熙が幕府から長崎奉行に任命されたことにある(50)。前述したように、この月の十日は、攘夷実行の日であり、攘夷の先鋒をもってみずから任じる山口藩は、この日を期して、下関を通過する外国艦船に対して砲撃を加えるという事件が起こっている。

代々旗本から任命してきた長崎奉行職に改正を加えて、この期に至って、外様大名である大村藩主を任命したことは、幕政の転換を意味するとともに、外交問題をはじめとする国内政局の急迫を示すものである。純熙は病を理由に辞退したが、それは表面の理由に過ぎず、内面の理由は、藩内尊攘派の反対を考慮したからにはかならない。ところが、八月に至って、幕府は再度純熙を長崎奉行に任命した。しかも、今度は長崎惣奉行ということであり、そのうえで芙蓉間席を与え、遠国奉行の上座とし、参勤交代を免じ、かつ在城職務を許可するという厚遇措置である(51)。幕府がいかに純熙の長崎惣奉行就任を希望したか理解されよう。それは外交上重要な位置を占め、かつ諸藩浪士の集合場である長崎を、幕府が特に重視したためであり、幕権強化の一環をなすものである。

ここにおいて、純熙は長崎惣奉行に就任し、幕制機構の一翼を担うという微妙な立場に立って、長崎警備に当たることとなった。この月の十八日には、前述した八月十八日の政変(52)が起こり、山口藩を中心とする京都の尊攘派は一掃された。佐幕派の家老浅田弥次右衛門は、純熙の長崎惣奉行就任を契機に、尊攘派を抑圧する挙に出た。こうし



た内外の情勢は、尊攘派を強く刺激し、十二月、改革派同盟が結成されるに至ったのである。

### ◆ 藩論の統一と藩外活動

#### ■ 一・改革派同盟、藩権力を掌握

明けて元治元年（一八六四）二月、江頭官太夫を病の理由によって家老職を免じ<sup>52</sup>、代わって四月江頭隼之助を任じたが<sup>53</sup>、浅田弥次右衛門は引続き家老職にあつて藩政を主催した。しかるに八月に至つて、純熙は長崎惣奉行の職を辞任すべく、辞表を幕府に提出した<sup>54</sup>。辞任の理由は病ということになっているが、その背後には改革派同盟の策動があつた。彼等にとっては、純熙が長崎惣奉行として、幕政機構の一翼を担っている限り、藩論の統一が不可能であつたからである。

純熙の長崎惣奉行の辞任が九月に入つて許可されるや、「禁門の変」後の長崎における山口藩邸の受取りに関する浅田弥次右衛門らの失態と相まって、十月五日、元締富永快左衛門は暗殺され、同月十日、浅田弥次右衛門は家老職を免じられたうえ、三〇石を減石、同じく稲田隼人も一〇石を減石された<sup>55</sup>。

ここにおいて、佐幕派の有力家臣は、藩権力の中枢から排除され、代わつて改革派同盟が盟主と仰ぐ針尾九左衛門が家老職に就任したほか、片山竜三郎が城代、宮原久左衛門・大村太左衛門が中老、中尾俊輔が元締役兼用人・作事奉行に就任し、渡辺昇は「積年文武ヲ勉学シ、時務ヲ弁知シ、能ク世変ノ景況ヲ探討スル」を賞されて、馬廻に取り立てられ、蔵米四〇石を与えられた<sup>56</sup>。

以上みる元治の政変（甲子の変）において、大村藩においては、佐幕派に代わつて、尊攘派である改革派同盟が初めて藩権力を掌握し、一挙に藩論の統一へともち込んだのである。

#### ■ 二・藩論の統一と改革

元治元年（一八六四）十月二十四日、この日純熙は、城下大給以上の家臣を招集し、「積年之流弊、可レ致ニ一洗」ハ此

時」として、「銘々之卓見も致<sub>レ</sub>採用<sub>一</sub>、古典旧俗ニ不<sub>レ</sub>拘、時世至当之見込を以、格別令<sub>二</sub>改革<sub>一</sub>意志を表明し、藩論に  
関して、次のような諭告を行った<sub>57</sub>。

我等小藩之身上ニ而、難<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>心底場合も有<sub>レ</sub>之、応<sub>二</sub>時宜<sub>一</sub>一時之摘道無<sub>レ</sub>之而者、不<sub>二</sub>相叶<sub>一</sub>候得共、国論一定不<sub>レ</sub>  
致候而者、一藩一致之基本難<sub>二</sub>相立<sub>一</sub>、所謂因循姑息ニ落入候外無<sub>レ</sub>之候間、今日改而決定之持論令<sub>二</sub>布告<sub>一</sub>候、委  
細家老共以<sub>二</sub>口上<sub>一</sub>相達候様申候候間、其旨可<sub>二</sub>相心得<sub>一</sub>事

右の諭告に基づいて、家老から、次のような「口上」が発せられた<sub>58</sub>。以下長文であるが、これを引用しよう。

去年攘夷期間相違以來、朝幕ノ議論相反シ、外患モ亦切迫ス、此上ハ国論一定セサレハ、因循姑息ニ陥入ノ外無  
レ之ト、乃チ国論ヲ布告ス、其大意、今度一定ノ国論一言ニ之ヲ尽セハ、尊主ノ二字ニ出テス、抑癸丑(嘉永六年)以來朝威日々  
振ハス、遂ニ今日危急ニ推移スルヲ原ヌルニ、一トシテ幕府ノ詐謀ニ出サルハナク、諸侯列藩、往々幕府外観ノ  
富強ニ諂フモノ少カラス、当藩ニ於テハ、其擯斥ひんせきヲ受ルト雖、累代封土ヲ此上ニ辱シ、王室ノ藩屏タルコト八百  
余年、朝恩ノ洪隆、固ヨリ言ヲ待タス、況ヤ君臣ノ大義ヲ尽スハ、必ス危難ノ日ニ在リ、就テハ窮天極地、王室  
ト存亡ヲ共ニセサルヘカラス、雖<sub>レ</sub>然、國小兵弱、何ニモ独立シテ事ヲ挙ルコト能ハス、必先一藩ノ方向ヲ確定シ、  
大藩有志ノ驥尾きびニ随ヒ、奉<sub>レ</sub>報<sub>二</sub>鴻恩之万分<sub>一</sub>ノ外ハ無<sub>レ</sub>之、然ニ数年以來、幕府ノ嫌疑ヲ蒙リ、間牒牆かきヲ窺フモ  
ノ多ク、機事漏泄シ、当藩ハ勿論、朝廷ノ不利ヲ引出サンモ計リ難シ、故ニ書面ヲ以布告セス、口上ヲ以申聞、  
且決テ違背スヘカラサル旨演述ス

以上は形式上、藩主から家臣団に対する諭告という形を通じて行われているが、すべては藩権力を掌握した改革派  
同盟の筋書どおりに運ばれたのである。しかし、そこにみられるあからさまな幕政批判は、単に改革派同盟の意志の  
みではなく、長崎警固の特役を通じて、早くから外圧の危機を察知し、洋学を通じて海外事情に明るく、更に長崎惣  
奉行就任を通じて、直接因循姑息な幕府の外交方針を痛感した純熙自身の意志でもあった。ともあれ、大村藩は、元  
治期という早い時期に、独自に藩論を統一することに成功し、尊王運動に邁進する方針を樹立したのである。

ここでは、幕府よりも天皇の「藩屏」としての意識がみられ、「君臣ノ大義」を天皇におき、幕府から排斥されても、天皇に大義を尽し存亡をとにもすることが強く主張されている。いいかえれば、天皇の絶対優位の主張であり、いきつくところ倒幕運動となるのは必至である。しかも、小藩である立場をよく自覚し、「先一藩ノ方向ヲ確定シ、大藩有志ノ驥尾ニ随ヒ、奉報<sup>レ</sup>鴻恩之方一ノ外ハ無<sup>レ</sup>之」というところに、大村藩の限界が存していたといえよう(59)。

右の藩論の統一とともに、家臣団に近習・外様の別あるを廃して、平等に親睦せしめ、賞罰に關して下情上達の途を開き、戦国の心得をもって、質素節儉を守るよう諭告した(60)。次いで翌十一月には、渡辺昇の意見によって文武館の制を改正し、「百姓・町人たり共、執心之輩ハ、出入願出御免之上、出席可<sup>レ</sup>致事」(61)として一般へ開放するとともに、改めて祭酒を教授、学頭を助教とし(62)、文武一致の趣旨を徹底せしめた。これを契機に、教授松林飯山(63)と渡辺昇の結合は、更に深まった。

重要なことは、改革派が同盟結成以前に、藩主純熙に「言路洞開」の令を布告せしめたところにある(八月二十七日)。この布告こそが、彼等に政治行動と結束を可能ならしめたゆえんであり、その結果が「三十七士同盟」の結成となったのである。なお、松林飯山は近習番頭格を経て旗本隊に入隊、九月には四事(賞罰・賄賂・奢侈・礼節)を上書し、純熙の命によって政務に参加し(64)、更に積極的役割を果たしていく。

### ■三、第一次征長戦と大村藩

藩論を統一し、尊王運動に邁進して、有志の大藩と行動をとにもすることを決定した大村藩は、まず、福岡藩との同盟を意図して、家老江頭隼之助を派遣することとし、元治元年十一月三日、隼之助は用人稲田東馬・大村欽十郎・渡辺昇・長岡治三郎・中村鉄弥(公知)らとともに大村を出発し福岡に向かった。福岡城に入った隼之助らは、福岡藩家老黒田播磨・野村東馬・浦上信濃らと会談し、「向後国家の事、腹藏なく忠告して視て以て一藩と同じく相親睦すべし」として、同盟の盟約を結んだ(65)。

時あたかも遭遇した幕府の第一次征長令に際し、純熙は用人莊新右衛門を正使とし、渡辺範助(清左衛門)・楠本

平之丞を副使として小倉に派遣し、征長軍副総督松平越前守（茂昭・福井藩主）に対して、次のような征長中止の建白書を提出した<sup>66</sup>。

今日の征長令は、「皇国之御治乱、幕府之御安危ニモ關係可レ仕哉」とし、「方今宇内之形勢夷狄跋扈シ、皇国ヲ凱視スル事一朝一夕ニ御坐候ハス、左候得者、御国内一和一心防禦之策ヲ尽シ候而モ、如何ト衆人懸念仕候央、於御国内ニ于戈ヲ動候様相成候テハ、却テ夷狄ノ術中ニ陥リ、其内憂ヲ引出候基ニハ有御坐間敷哉、乍恐幕府之御一大事ト奉存上候」として、資本主義列強の監視のなかにおける内戦の不可なるゆえんを説いたのである。そして、毛利氏に対しては、「格別御憐愍之御所置被レ為在候ハ、億兆之人民、御寛大之御徳量ヲ奉レ仰、弥一和一心、夷狄之狡黠ト雖トモ、可レ乗之間隙無御坐、皇国ノ御武威、海内ニ輝キ候様相成可レ申ト奉愚察候」として、憐憫の処置をとるよう懇願し、重ねて「皇国之御事御大切<sup>67</sup>」として、幕府に征長行為を中止させようとした。そこには、国際的視野にたつての「皇国」の安全に関する一環した態度がみられる。

一方、幕府は征長軍の総督に徳川慶勝（尾張藩前藩主）を任じ、諸藩に出勤を命じたが<sup>68</sup>、征長軍に包囲された山口藩は、征長軍に対する迎撃・対応をめぐって、藩内抗争が激化し、保守派の「純一恭順説」と急進派の「武備恭順説」に分かれ、互いに他派を攻撃し混乱したが、保守派が勢力を拡大・強化して急進派を更迭し、藩論は「純一恭順」に決定した<sup>69</sup>。山口藩私領岩国領主吉川経幹は、征長軍参謀の西郷隆盛と折衝を重ね、西郷また徳川慶勝に対して「征長戦略」を献策した。慶勝は現下の内外の情勢にかんがみ、内戦を不可とする立場から、禁門の変（蛤御門の変）の直接責任者である三家老（益田親施・福原元佃・国司親相）・主謀者の斬首、五卿<sup>70</sup>の他藩への転退、毛利父子の伏罪者提出という形で決着させた<sup>71</sup>。

こうした山口藩処分に対する慶勝の寛大な措置は幕閣との対立を決定的なものとし、「長州再征」は時間の問題となつた。一方、山口藩においては、保守派政権に代わって再び政権を掌握した急進派のもつて、藩論を「純一恭順」から「武備恭順」に決定した。「武備恭順」とは、条理をもつて恭順の道は尽くすが、幕府の再征に対しては断乎として

戦うというものであり、それは迎撃であって、「討幕」ではなく、ましてや、この時点で「討幕派」が成立したわけではなかった<sup>72</sup>。こうして、翌慶応元年（一八六五）第二次征長戦が開始されるのである。

#### ■四 九州諸藩の動向と大村藩

幕末、幕府の権威が失墜し、諸藩の活動が活発化するなかで、財政改革・藩政改革をめぐり、あるいは勤王派と佐幕派との間で、権力闘争が激化した藩は数多い。九州の福岡藩においては、一代藩主黒田斉溥（薩摩藩主島津重豪九男、黒田斉清の養嗣子・長溥）のもとで、前述した禁門の変に対する処分によって決定した「五卿の転退」は、総督徳川慶勝の計らいで、いったん福岡藩に引き渡され、加藤司書・月形洗蔵ら勤王派の活躍で太宰府に移された。こうした勤王派の活躍により、福岡藩の勤王派は勢力を拡大し、加藤司書は家老に就任し、勤王派の藩士が藩の要職に進出した<sup>73</sup>。

しかし、勤王派の藩政進出は、保守派との対立を激化させ、何よりも斉溥自身、「五卿」に対する勤王派の独断行為に危機を感じ、態度を豹変して、勤王派の弾圧を開始した。この時、大村藩は、福岡藩の内訌を調停するため、家老江頭隼之助、用人大村太左衛門、番頭大村一学、応接方渡辺範助、同昇、文学助教朝長熊平を福岡に派遣している<sup>74</sup>。しかし、その調停は失敗に終わり、加藤司書ら七名は切腹、月形洗蔵ら一四名は斬首、野村望東尼ら一五名は流刑、矢野相模（幸賢、家老）ら数十名は幽囚廢黜に処せられた（乙丑の獄）<sup>75</sup>。こうして、福岡藩における勤王派は潰滅した。それは同時に、福岡藩（四七万三〇〇名）が雄藩としての地位から脱落したことを意味している。

大村藩に隣接する平戸藩（六万三二〇〇石、寛文四年分知により六万一七〇〇石）は、文久二年（一八六二）、大村藩と同盟（大・平同盟）<sup>76</sup>を結び、同一行動をとることを確約したが、二代藩主松浦詮は、大村藩同様、福岡藩の内訌に対して使者を派遣し、同藩の実情を探索せしめるとともに、藩内党争を調停せしめ、その真意を問い正した。これに対し黒田斉溥は、今回の処置は福岡藩の藩内事情によるもので、国論（藩論）には些も変化なく、「政務筋之義二関係候義を、殿下（松浦詮）等御内論杯有之候義ハ無之」と突つ撥ねている。このことは、富国割拠の段

階における藩エゴイズムの典型を示すものであり、福岡藩は諸藩の期待と信頼をも同時に喪失していくこととなった<sup>76</sup>。

これより先、純熙は十九貞衛を正使、渡辺範助を副使として対馬藩に派遣し（慶応元年四月二日）<sup>77</sup>、藩内党争を調停せしめている。離島対馬藩（対馬一円、肥前基肄・養父郡、一〇万石以上格、文化十四年二万石加増、以降対馬一円、肥前基肄・養父・松浦郡、筑前怡土郡、下野安蘇・都賀郡にまたがる分散知行）<sup>78</sup>は、家臣団内部の権力闘争が激しく、幕末、ロシア軍艦の来航によるインパクトの危機のなかで、藩内闘争は更にエスカレートした。本来、対馬は日本外交上重要な位置を占め、「鎖国体制」下においても、朝鮮通信使の来聘をはじめ、海岸防備上の前線基地としての役割を果たしてきた。

その対馬が外圧の危機にさらされるなかで、藩内に台頭してきたのが「移封論」であり、宗氏を畿内のうち河内に移し（三〇万石）、対馬を幕府の直轄地として開港場を置き、防備体制の強化を図ろうとするものであった<sup>79</sup>。いうまでもなく、対馬は宗氏にとって中世以来「一所懸命」の努力によって獲得した所領であり、統一権力（豊臣政権・江戸幕府）によって旧領安堵された故地であり、社稷の地である。その意味で、「移封論」を提案した佐須伊織（江戸家老）の主張は暴挙・暴論であり、かつ河内に三〇万石の天領が存在するはずもなかった。にもかかわらず、伊織は幕閣に対し、「移封運動」を展開した。これに対し、「封州の秀学」唐坊長秋は移封反対論を展開したが、ロシア軍艦が退去すると、移封反対論が大勢を占め、文久二年、尊攘派の四二名の藩士は脱藩して江戸に赴き、伊織を襲撃・斬殺した。こうして「移封論」は消滅したが、これを契機に、対馬藩においては、再び藩内闘争が激化した<sup>80</sup>。そうしたなかで、佐幕派の勝井五八郎は、尊攘派に対する大弾圧を開始し（甲子の変）、一〇〇人余の尊攘派を処刑した<sup>81</sup>。この時、純熙は十九貞衛・渡辺範助らを対馬藩に派遣し、尊攘派勢力の盛り返しを図ったが、不成功に終わっている。対馬藩は、文字どおり血で血を洗う壮絶な闘争を繰り返すなかで明治維新を迎えた<sup>82</sup>。



## ■五、雄藩の合従連衡と一繩の策

大村藩は福岡藩との同盟、及び福岡藩・対馬藩の藩内党争を調停する一方で、雄藩の連合を画策し「一繩の策」を展開した。そこにみられる思想と行動は、すべて「藩論」に示された政治目標実現のための実践行動にほかならず、そこには、「皇国」の安全を第一とし、天皇の絶対優位を認めたくえで、その天皇に大義を尽くすという、幕藩体制下の藩をのり越えた次元の高い政治意識がみられたのであり、更に政治目標実現のための最も有効な手段は、「薩長同盟」のほかはないという認識が根底にあった。更に直接的には、対馬藩・福岡藩における藩内党争の調停と失敗、特に雄藩福岡藩の勤王派弾圧という現実があった。

「一繩の策」の推進者渡辺昇(写真4-8)は、当時長崎にあった坂本龍馬(写真4-11)と「薩長連合」を論じ、同じく長崎にきていた伊藤俊輔(博文)と馬関(下関)に向かい、豪商白石正一郎宅で、拳兵中の高杉晋作、及び山口にて桂小五郎(木戸孝允)と会い、「薩長」和合について画策した<sup>83</sup>。

文久三年の政変(八・一八の政変)以来、対立関係にあった薩摩・山口両藩は、慶応二年(一八六六)正月二十一日、坂本龍馬・中岡慎太郎(土佐藩士、脱藩)の仲介で密約(「薩長同盟」)を結んだ。同密約は武力討幕を目指した軍事同盟ではなく、第二次征長戦が敢行された場合、薩摩藩は出兵して京坂を守衛すること、薩摩藩は朝廷に対し山口藩の



写真4-8 渡辺昇  
(大村市立史料館所蔵 史料館史料)

免罪(めしや)に尽力すること、「一会桑」(慶喜・容保・定敬)が朝廷を擁し、山口藩の復権を拒否した場合、武力行使すること、山口藩の復権が実現したら、両藩連合して、皇国のために尽くすことを密約したもので、<sup>84</sup>、薩摩藩が武力行使を踏えたうえで山口藩の復権を目標とした盟約であり、「薩長連合」と呼ぶ方がふさわしい。ところが、幕府の山口藩処分案(藩主・毛利敬親の朝敵罪名の取消し、一〇万石削封、敬親の蟄居・隠居、世子元徳(もとゆき)の永蟄居、故三家老(益田親施・福原元佃・国司親相)の家名永久断絶)の奏請が勅許されたのは、



処分後の決定まで日時を要し、皮肉にも決定は「薩長連合」締結の翌日となった<sup>85</sup>。

## ■六、第二次征長戦と幕府の敗北

こうした幕府の無理難題を、「武備恭順」した山口藩が受諾するはずがなく、こうして第二次征長戦が開始された。ところが、出陣命令を受けた諸藩の反応は鈍く、逆に山口藩に対して寛大な措置をとるよう建言する藩が多く、何よりも「薩長連合」が大きく影響した。

幕府は長州再征に際し、「第一次」と異なり將軍親征とし、先鋒総督に紀州藩一四代藩主徳川茂承（伊予西条藩九代藩主松平頼学七男、慶福（家茂）將軍就任後、宗家相続）を任命した（五月十二日）<sup>86</sup>。幕府は長州征伐（第一次・第二次）に当たり、試行錯誤を繰り返しながら<sup>87</sup>、結局御三家から総督・先鋒総督を選び、幕藩制国家における御三家の存在を内外にアピールしたのである。こうして長州再征は、紀州藩前藩主（將軍家茂）―現藩主（茂承）ラインによって遂行されたが、これが戦略上の誤算であり、幕府の崩壊を早める結果となった。

征長軍は山陽筋（芸州口）と山陰筋（石州口）に分かれ、攻撃が開始されたが、先鋒を命じられた広島藩は固辞して藩境の守備にとどまり、石州口は紀州・福山藩のほか山陰諸藩が出陣したが、浜田藩兵が敗れ、紀州藩藩兵が総退却したため、石州口征長軍は総崩れとなった<sup>88</sup>。つまりは先鋒総督の名代付家老安藤軍を中心とする紀州藩兵が、石州口敗戦の原因を作ったのである。そのみにとどまらない。石州口敗戦は山陽筋征長軍の戦意を喪失させ、広島藩は単独で山口藩と休戦周旋に乗り出し、両軍間に緩衝地帯を設け、「白砂村条約」を結んで、両軍とも徹兵した<sup>89</sup>。

ひとり豊州口戦線で山口藩と戦闘を交えた小倉藩（豊前）は、みずから城に火を放って、戦線を後方に敷き（小倉から香春）、戦闘を継続したが、將軍家茂の死亡（慶応二年八月十一日）に伴う征長中止の勅令により<sup>90</sup>、第二次征長戦は終了した。

家茂の死によって、幕藩体制は暫時「將軍空位時代」を迎えた。第二次征長戦における幕府の敗北によって、統一権力としての幕府の権威は失墜し、諸藩に対する統制力は著しく弱化した。そこから諸藩の政治行動は多様化してい

く。それはおよそ、次の五つのタイプに分類することができる。(一)なおも幕府権力を背景に藩を維持しようとするもの(佐幕派)、(二)対幕政策・戦略を変更・尖鋭化しようとするもの(倒幕派)、(三)公議政体論を推進しようとするもの(大政奉還派)、(四)財政窮乏に対処し藩体制の再建に専念するもの(中立派)、(五)藩内対立で藩論を集約できないもの(日和見派)など、幕藩体制は分裂・割拠のなかで、諸藩の求心的運動と遠心的運動が相交差しながら幕末の政局に突入する。定めし大村藩は第二のパターンに属する。

#### 四 改革派同盟の強化と党争の激化

##### ■一、幕末の政局と雄藩の動向

「將軍空位」のあと、慶応二年(一八六六)十二月五日、一五代將軍となった徳川慶喜(水戸藩主徳川斉昭七男、御三卿一橋家を継ぐ)⑨1は、幕府権力の強化を意図して、人事・軍制・財政にわたって幕政改革を断行し、新たに五局を設置して、それぞれの総裁に稲葉正邦(山城淀藩)以下の老中・老中格を任命したが、彼等は正邦を除いて、転封大名や譜代小大名・前藩主・大名世子によって構成されており⑨2、幕閣の権力構成は江戸幕府の創設以来最も弱体化した内容となっており、幕府権力を強化するに至っていない。何よりも、第二次征長戦における幕府の敗北が幕末の政局に決定的影響を与えた。こうしたなかで、諸藩はみずからのもつ構造的な特質と幕末藩政改革の在り方に相互規定されて、多様な行動をとるに至った(第二節第一項「西南雄藩の登場」参照)。

佐賀藩は、前述した「参予会議」(構成メンバー①一橋慶喜・松平慶永(福井藩)・松平容保(会津藩)・山内豊信(土佐藩)・伊達宗成(宇和島藩)・島津久光(薩摩藩))が解体し、「雄藩連合」構想が崩壊したのち、一一代藩主鍋島直正が選択した政治路線は、佐賀藩の特役である長崎警備に専念することであり、洋式工業の導入による軍事力の強化・近代化を推進するところにあった。それは雄藩の合従連衡が推進されるなかでの「割拠」のなかの「大割拠」であった。直正は第二次征長戦終了後、慶応二年から三年にかけて、侍・手明鎧の二・三男に対して鉄砲訓練を命じて、散兵

隊、別段御供を組織するとともに、足輕の二・三男を取り立てて戦鬪員を増強し、更に軍事力を強化した。注目すべきことは、山口藩(諸隊)をはじめ、全国諸藩の多くが、幕末における軍事力の強化に際し、農(商)隊を組織したのに対し、佐賀藩においては、農(商)隊を組織することなく、侍・手明鎧の二・三男取立てによって、軍事力を強化したことである。それは純粹に家臣団によって編成された最強の軍事力であり、その軍事力をもって戊辰戦争にのぞんだのである<sup>93)</sup>。

薩摩藩は、佐賀藩と異なり、雄藩の合従連衡を推進し(「薩長連合」、藩際貿易(「薩長交易」)を積極的に展開しながら<sup>94)</sup>、一二代藩主島津斉彬らの政策路線(一)幕政改革、(二)洋式工業の導入による富国強兵策、(三)軍制改革と軍事力の強化、(四)教育の改革と振興、(五)開港・開市計画と海外進出)を継承・展開するところがあり、それは斉彬の遺令により藩政を代行した弟久光及び一三代藩主忠義(久光長子・斉彬養子)によって推進された<sup>95)</sup>。

重要なことは、薩摩藩における軍制改革は洋式工業の導入とタイアップしながら実施されたところであり、造船事業を推進しながら、日本最初の洋式軍艦(昇平丸)を製造する一方で、万延元年(一八六〇)から慶応三年(一八六七)にかけて、一七隻の外国艦船を購入し、海軍力で諸藩の優位に立った。また郷中教育を重視し、稚児・二才に至るまで、藩ぐるみの軍事訓練を実施し軍事力を強化した。斉彬の周辺には、西郷隆盛や大久保利通をリーダー格とする「精忠組」が組織され、次第に藩政をリードしていくこととなる。一方、洋式工業の導入では、マンチェスターのプラット会社にスロツスル紡績機械を注文し、その到着をまって工場を建設、慶応三年から操業を開始した。こうして藩営マニユファクチュアによる日本最初の洋式紡績業が開始された<sup>96)</sup>。

(五)の開港・開市計画と海外進出は、自領における開港・開市を計画し、「鎮国体制」を崩壊に導くと同時に、欧米資本主義と対抗し、アジアに進出しようとするもので、明治政府の対アジア政策の原型を秘めている点において極めて注目に値する<sup>97)</sup>。

山口藩は、「天保改革」の失敗以降、熾烈な権力闘争の過程を通じて、試行錯誤を繰り返しながら藩政改革を実施し

つつ、インパクトによる内憂外患のなかで幕末政治史に登場する。

「天保改革」の当事者村田清風退陣のあと、政務担当者として坪井正裕（九右衛門、大組中士上等）が登場するが、坪井は「三十七ヶ年賦皆済仕法」で失敗し失脚、代わって周布兼翼（政之助、大組中士上等）が登場すると、坪井・椋梨景治（藤太、遠近附中士下等）との間で、激しい政争が繰り返され、政務担当者が頻繁に交代した<sup>98</sup>。しかも、山口藩における藩政改革の主体は、国元（国相府）でなく江戸（行相府）を中心に行われたため、改革の内容を規制した。更に激しい政争を反映して、その時々体制側⇨政務担当者の反対派に対する処分・粛清は厳しく（坪井・椋梨は斬首、長井時庸（雅楽）は謹慎・切腹、周布は粛清でないが時勢痛憤し自決）、それは山口藩の行動様式の一つとなつて各地で展開し、佐幕派・公武合体派との対立を激化させる要因となる。こうした激しい権力闘争と頻繁な政務担当者の交代により、政策に一貫性がなく、坪井派が実施した「産物取立」政策など失敗に終わっている<sup>99</sup>。

坪井派に代わつて再登場した周布派は「安政改革」(一)人材登用、(二)農業生産の振興、(三)諸商人免札仕法の実施、(四)軍政改革を断行したが、この機会に国相府と行相府を一体化し、「藩是三大綱」（天皇へは忠節、幕府には信義、祖先には孝道）を打ち出した<sup>100</sup>。この山口藩における「藩是三大綱」の決定は、その後、内外の政局に大きい影響を与えていく。

山口藩は「安政改革」後、文久期にかけて大きく旋回する。その背景には、「井伊政権」の崩壊、それに代わつて、「公武一和」を基本とする「久世・安藤政権」の成立、雄藩の政治進出という政治的变化があった。こうしたなかで、藩主毛利敬親の直目付長井時庸（雅楽、大組中士上等）が「航海遠略策」を提出、それが藩是となつて、早速山口藩は公武周旋に乗り出した<sup>101</sup>。

ところが、文久二年（一八六二）、吉田松陰の薫陶（「草莽崛起論」を受けた久坂通武（玄瑞、大組中士上等）ら尊攘派の激しい反対をうけ、藩是は「航海遠略策」から「破約攘夷」・「即今攘夷」へと転換した<sup>102</sup>。島津久光の幕政改革（前）に遅れをとつた山口藩は「文久改革」(一)支配機構の改革、(二)草莽層の登用、(三)新軍勢力の編成を断行し、藩庁を

萩から山口に移し、防長二カ国にわたる支配の集中化と機構を整備した。(三)の新軍事力の編成は、高杉晋作(大組中士上等)が結成した奇兵隊を藩の軍勢力とし、馬関戦争に備えた<sup>103</sup>。

こうして慶応年間に入るや、再び軍制改革を断行し、西洋陣法による藩軍勢力の近代装備化を促進する一方、薩長交易を再開し<sup>104</sup>、そのうえで「薩長連合」を実現した。「一繩の策」をスローガンとする大村藩は、「薩長連合」について画策したのである。

土佐藩は、一三代藩主山内豊熙の「天保改革」が失敗し、馬淵嘉平を中心とする改革派グループ(おこぜ組)が解散したあと、豊熙の死亡(嘉永元年七月)後、一二代藩主豊資の二男豊淳が一四代藩主となったが、僅か一二日で死亡。こうして、一〇代藩主豊策の四男豊著(分家南部山内家)の長男豊信(容堂)が、豊惇の養子となって一五代藩主となった<sup>105</sup>。土佐藩は豊信の就封によって新たな段階を迎え、西南雄藩として登場する。

分家出身の豊信が、藩主としての主体性を確立し、政治主導を発揮する契機となったのがインパクトであった。嘉永六年(一八五三)、豊信は「流弊」一掃の「改革宣言」を行う<sup>106</sup>とともに、ペリー来航に当たり、幕府から送付されたアメリカの国書を読み解き意見書を提出した吉田元吉(東洋、馬廻格、船奉行・郡奉行歴任)を高く評価し、仕置役(参政)に抜擢して藩政改革に乗り出した<sup>107</sup>。

まず、東洋の沿岸防備策に基づき、郡制改革を行い、郡奉行を増員して、民政のほか海防を担当させた。そのため新たに民兵を徴集し、海防体制を強化した。更に藩営の鉄砲場を設置し、造船事業を起し、長崎に藩士を派遣して砲術や戦術を習得させた<sup>108</sup>。こうして、インパクトに対する危機感は、急速な海防強化策となって現われたが、そこから「内憂」に対する危機感↓体制改革が要求されていく。

安政元年(一八五四)、東洋は酒乱により謹慎の身となり、少林塾を開いて読書と講学の日を送ったが、この少林塾に後藤象二郎・福岡孝弟・神山左多衛・松岡七助・岩崎彌太郎らが集まった<sup>109</sup>。彼等は「新おこぜ組」のメンバーとして、東洋の政策を推進する。

安政四年(一八五七)、東洋は罪を許されて、再び仕置役(参政)となったが、そのもとで「安政改革」(一)政治機構の改革、(二)経済政策の改革が断行された。(一)は無能な門閥上士を退けて有能者を抜擢し、「新おこぜ組」のメンバーを大目付・町奉行・郡奉行に登用した<sup>10</sup>。(二)は国産品に対する統制を強化し、一様に口銭を賦課して、財政再建を図り、その成果によって、大砲・小銃を購入し、更に文武館(致道館)を設立・整備して、軍事力の強化と教育の充実を図った<sup>11</sup>。こうして土佐藩は、ようやく「雄藩」としての素地を形成し、幕末政治史に登場したのである。文久三年(一八六三)十二月、一橋慶喜や他の雄藩とともに、朝議参予に任命されたことが、このことを証明している(前述)。

豊信はいわゆる「一橋派グループ」に属し<sup>12</sup>、反「井伊政権」の姿勢を示したが、その理由で、安政六年(一八五九)二月、隠居・謹慎を命じられ、二代藩主豊資の六男豊範が一六代藩主となった<sup>13</sup>。ところが、土佐藩の政治情勢は、豊信の隠居・謹慎を契機に大きく変容した。それを代表するのが武市半平太(瑞山、長岡郡仁井田郷土)を盟主とする「土佐勤王党」の結成である。そのほか「新おこぜ組」から分裂した「復古党」があり、また旧来の格式を墨守する「守旧派」があつて、尊攘運動と公武合体運動がからみ合いながら複雑な様相を呈し展開した。

そのうち、「土佐勤王党」は急速に勢力を拡大し<sup>14</sup>、尊王攘夷の立場から天皇を中心とする国内統一を志向した。その目的を果たすためには、吉田東洋を参政の座から排除する必要がある、こうして文久二年(一八六二)四月、東洋は勤王党员によって暗殺され、吉田政権は崩壊した<sup>15</sup>。

文久二年四月、豊信の謹慎が幕府から解除されると、藩内情勢は大きく変化した。豊信は「新おこぜ組」のメンバー(後藤象二郎・福岡孝弟・由比猪内)を再登用する<sup>16</sup>。一方、勤王党员を弾圧・潰滅させた。こうして豊信は朝議参予に任命され、土佐藩は公武合体派の有力メンバーとして登場する。豊信は「新おこぜ組」のメンバーを中心に、「安政改革」の路線を継承せしめながら、新たに藩政改革(文久・慶応改革)を断行した。幕末の土佐藩は、藩政改革が旧勤王党员の脱落―藩外活動と征長戦とからみ合いながら実施された。それは坂本龍馬・中岡慎太郎の仲介による「薩長連合」の密約、更に土佐藩主導の大政奉還へと展開する<sup>17</sup>。



以上、幕末の政局、雄藩の多様な行動様式、藩内に生じた熾烈な党争、中小藩における佐幕派と討幕派の藩内対立、更には雄藩間における倒幕派と公議政体派の抗争といった政治状況のなかで、「一繩の策」を推進してきた大村藩が、どのように幕末の政局に対処し、どのように藩内闘争を克服して、討幕派に成長し、その討幕派軍隊がどのように組織されたか、最後に考察しよう。

## ■二、藩権力の強化と軍制改革

慶応元年（一八六五）八月、大村藩は内外の政治情勢に対応すべく、新たに大村太左衛門を家老兼脇備士大将に任命したほか、大村右衛門を中老に、土屋善右衛門・大村一学を用人とした<sup>(118)</sup>。それによって、藩政中枢における改革派同盟の勢力は、いっそう強化された。このことが、藩論に示された政治目標実現のための実践行動を可能にしたのである。

次いで慶応二年（一八六六）七月には軍制改革を断行し「是迄之御備立三而ハ、万一之節、銃槍之得失判然タル事ニ候、依レ之、今度銃隊ニ被ニ相改ニ候、然処西洋銃之儀者、玉行当リ等宜敷、風雨之差支も無レ之、軽便之要器ニ候条、右之面々（村大給・小給などの在地家臣団）藤野）、向後西洋銃ニ仕替可ニ相用<sup>(119)</sup>として、村大給・小給などの在地家臣に至るまで西洋銃を使用させることにし、武器方において予め購入していた西洋銃を五カ年賦をもって払い下げることにした<sup>(120)</sup>。更に翌八月には、「御軍制御変革可被ニ遊筈ニ候得共、差当リ銃隊操練第一之急務<sup>(121)</sup>として、すべて西洋銃隊とし、家臣団をして、ことごとく西洋銃陣を習練せしめ<sup>(122)</sup>、軍事力の近代装備化を図った。

これと同時に、新たに藩士の二、三男にして健強のものを精選して一隊を創設し、これを新精組と名づけて、各隊の先鋒とし、渡辺範助（清）をその支配とした<sup>(123)</sup>。

しかるに、慶応二年には、一方において反対派の改革派同盟に対する反撃も、着々準備されていた。同年一月、改革派同盟が画策した「薩長連合」成立後、藩政執行部は家臣団に対し、「昨子年厚思召被レ為<sup>(124)</sup>在、国家之御為筋と存込候儀は、無名之封書を以、可<sup>(125)</sup>致<sup>(126)</sup>内訴旨被<sup>(127)</sup>仰出<sup>(128)</sup>候処、問々誹<sup>(129)</sup>・謗<sup>(130)</sup>・ケ<sup>(131)</sup>・問<sup>(132)</sup>敷<sup>(133)</sup>落<sup>(134)</sup>書<sup>(135)</sup>等有<sup>(136)</sup>之候間、向後心得違<sup>(137)</sup>之族於<sup>(138)</sup>有<sup>(139)</sup>之



は、聊無用捨「可レ被レ及御沙汰」候〔124〕という警告を發した。

〔補説〕

「誹謗ケ間敷落書」とは、「唐团扇、孔雀尾を振る初旦」という落着や、文武館御成門（善頭写真）の前に帖られた「ほぐろさん、今は御前ものほりつめ、れんに見とれて居るかひな」という落書を指す。

唐团扇は改革派同盟の盟主家老針尾九左衛門の家紋であり、孔雀は九左衛門を指したもので、その威を振うのを嘲笑したものであり、ほぐろさんは門閥「両家」大村五郎兵衛の面に墨子があつたのを指し、のほりは渡辺昇、れんは五教館教授松林飯山（廉之助）を、それぞれ指したもので、意は五郎兵衛が昇・飯山に心酔しているのを諷刺したものである。

元治元年の藩論統一の際における下情上達の途を利用し、改革派同盟を代表する藩政執行部に対して、批判と不満が表明されたからである。

### ■三、党争の激化と三十七士同盟の成立

こうして、改革派同盟を代表する藩政執行部に対する反改革派のメンバーは、次第に増加したが、更に無念流が採用されたことを不満とする新陰派の師範家たちが、反対派と合流し、次第にロボット化しつつある門閥「両家」の伝統的地位を利用して、「両家」の他の一人である大村邦三郎を抱込んで盟主とし、更に五郎兵衛の養子泰次郎をも抱込んで、慶応二年夏、反対派の結合を図った。次のメンバーである〔125〕。

大村邦三郎

大村泰次郎

長井兵庫

村部俊左衛門

安田与三左衛門（志津摩）

安田達三

今村正倫

稻吉正道

隈 央

浅田千代治

浅田重太郎

末松弁次郎

富永弥五八

今道晋九郎

中村弥源太

本田外衛

深沢司書

山川丈兵衛

山川応助

筒井五郎次

長島唯助

雄城直記

福田清太郎

しかも、彼等は針尾九左衛門・松林飯山（廉之助）・渡辺昇らの暗殺を計画し、改革派同盟の代表が執行する藩政を転覆しようとした<sup>(126)</sup>。大村藩は幕末も押し詰った慶応二年の段階において、藩内競争が先鋭化し、立藩以来、未曾有の危機に遭遇したのである。

明けて慶応三年（一八六七）正月三日、馬廻以上の家臣団が登場する日を期し、反対派のかねての計画は実行に移された。長井兵庫が指揮して「隈央・福田清太郎は九左衛門を、雄城直記は廉之助を、山川応助・筒井五郎次・長島唯助は昇を撃つべし、但昇を斃すには必ず剣を以てすることなかれ、宜く銃を用ふべし」<sup>(127)</sup>と命じ、銃三挺を出して応助・五郎次・唯助に与えた。こうして、諸士退場の時間を見計って暗殺を執行したのである。九左衛門は二太刀切りつけられて重傷を負い、家僕に助けられて帰宅したが、廉之助は自宅近くで一刀両断・即死し、昇のみ危害を免れた<sup>(128)</sup>。

一方、反対派の結集と前後し、改革派同盟も日増しに増加し、慶応三年までに、その数は三七名に達した。「三十七士同盟」といわれるゆえんである。こうして、



写真4-9 松林飯山の墓（大村市指定史跡）（須田ノ木町）（大村市教育委員会提供）

文久三年（一八六三）十二月、藩校五教館において、四名（根岸陳平・渡辺範助〔清〕・長岡治三郎・中村鉄弥〔公知〕）のメンバーで発足した改革派同盟は、四年後の慶応三年三七名に増加し、大村藩における幕末政治の在り方を規定したのである。そのメンバーは、次のとおりである<sup>129</sup>。

針尾九左衛門 大村太左衛門

稲田東馬（又左衛門） 中尾静摩（俊輔）

根岸主馬 加藤 勇

土屋善右衛門 十九貞衛

沢井六郎大夫（官兵衛） 原 三嘉喜

浅田千葉之助（熙・進五郎） 山川宗右衛門

松林廉之助（飯山） 野沢門衛（俊元）

長岡新次郎（重弘） 常井邦衛

長岡治三郎 福田弘人

村山与右衛門 楠本勘四郎（平之丞・正隆）（写真4-10）

渡辺範助（清左衛門・清） 戸田圭次郎（又蔵）

山川清助（前耀） 浜田弥兵衛

久松源五郎 渡辺 昇

梅沢武平 藤田小八郎（周敏）

根岸陳平 中村鉄弥（公知）

朝長熊平 北野道春

大村敏十郎（熙） 小佐々健三郎



写真4-10 楠本勘四郎（平之丞・正隆）（大村市立史料館所蔵 史料館史料）

柴江運八郎

中村平八

松田要三郎(宣風)

#### ■四. 兇徒の搜索と事件の決着

改革派同盟が代表する藩政をテロによって転覆しようとした反対派の行為は、同盟のみではなく、藩内に大きな衝撃を与えた。そののみにとどまらない。藩論を「尊王」の二字に統一し、「一繩の策」を推進してきた大村藩に対する懷疑を、諸藩に与えたことは否めない。

テロ行為に、最も激情した文武館の生徒は、みずから兇徒の追捕に当たろうとしたが、渡辺昇は個々の運動を禁じ、日増しに増加する同盟者を加えて隊を組織し、別に遊撃隊をおいて、これを総括し、兇徒の組織的追捕に当たせた。隊は一〇隊から一三隊に増加したが<sup>130</sup>、兇徒の搜索は非常に困難を極め、ようやく三月十二日に至って、福田清太郎の告白により明らかとなり、更に同月十八日、雄城直記の告白により、「両家」大村邦三郎・同泰次郎が、その盟主であることが明らかとなった。ここに至って、改革派同盟及び搜索隊は、「両家」がその盟主であることを知り、今更のように驚愕したが、邦三郎・泰次郎の自決によって、ことなく事件は決着し、五月中に関係二六名の処罰が執行された<sup>131</sup>。次の二首は邦三郎・泰次郎の時世の歌である<sup>132</sup>。

今更にこころの底をかへり見れハ

味方と思ふ人ぞ仇なる

悔ゆるとも又悔ゆるとも及なし

はやき心の事ぞ恨めし

#### ■五. 討幕派軍隊の成立

以上みる内訌は、大村藩未曾有の惨事であったが、そのためかえて藩の士気は大いに面目を一新し、改革派同盟はいよいよ結束し、藩の主導権を確立して、倒幕運動に邁進することになった。ここで注意すべきことは、改革派同

盟が馬廻・城下大給クラスを中核とする狭い範囲の旧「三十七士同盟」を脱却して、村大給・小給・足軽などの在地家臣団をも包括するより広い層を同盟軍として組織したことである。

事件が決着した翌六月、遊撃隊・十三隊の搜索慰労の際、遊撃隊の「今や天下の形勢日に危急に迫り、渡辺清左衛門、既に兵を率いて上京し、是より愈々多事ならんとす、後備の計決して忽にすべからず、宜しく愛国殉公の士気を鼓舞し、一藩を打て一丸となし、堂々驥足を伸して天下に雄飛するの謀を為すべし、是れ実に千歳一遇の機なり、文武館の士風、既に一新して隊伍亦序あり、今之を解散するは策の得たるものにあらず、須く長州奇兵隊の例に倣て、一藩の義勇隊たらしむべし」<sup>133</sup>という提案を認め、ここに旧搜索隊は、山口藩の奇兵隊にならって、そのまま正規の軍勢力として再組織された。大村藩十三隊がこれであり、各隊に隊総・協賛・副賛、十一月に至って、十三隊のうえに督議が置かれた<sup>134</sup>。

こうして、大村藩においては、改革派同盟の主導のもと、村大給・小給・足軽などの在地家臣団をも包括する広い層の討幕派軍隊が成立し、薩摩・山口両藩と行動をともにして、閩藩倒幕(討幕)へと突入していったのである。

(藤野 保)

### 註

- (1) 高柳眞三・石井良助編『御觸書天保集成』下(岩波書店 一九五八第二刷)一〇五ノ六五四〇号。
- (2) 前掲註(1)一〇五ノ六五三三三号。
- (3) 藤野 保『江戸幕府崩壊論』(塙選書)塙書房 二〇〇八 一七六頁。
- (4) 藤野 保『幕藩制国家と明治維新』(清文堂出版 二〇〇九) 三二六頁。
- (5) 大口勇次郎『天保期の性格』(竹内 誠他編『岩波講座日本歴史』12〈近世4〉岩波書店 一九七六)。
- (6) 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 柳宮補任』1(東京大学出版会 一九六二)。
- (7) 東京大学史料編纂所編『維新史料綱要』巻一(東京大学出版会 一九八三復刊) 五三二頁。堀田正睦の「日米修好通商条約」調

印に対する勅許奏請に対して、孝明天皇は条約調印拒否の勅答を与えた。朝廷が外交問題で幕府と異なる意志表示をしたのは、これが最初であるが、それは単に外交問題にとどまらず、政治上の問題として、朝幕関係をはじめ幕末政治を規定する要因となった。

(8) 吉田昌彦『幕末における「王」と「覇者」(へりかん社 一九九七)第五・六章。

(9) 井伊直弼は、政治姿勢の違いから、老中堀田正睦(下総佐倉藩・松平忠優(信濃上田藩)を罷免し、新たに太田資始(遠江掛川藩前藩主)・間部詮勝(越前鯖江藩)・松平乘全(三河西尾藩、再任を老中に任命した。いずれも直弼のブレン)で、幕閣権力は、これを契機に更に後退する。

(10) 東京大学史料編纂所編『維新史料綱要』巻二(東京大学出版会 一九八三復刊) 五九七頁。

(11) 維新史料編纂会編『維新史』第二巻(文部省 一九四〇)第六編第二・三章、水戸市史編さん委員会編『水戸市史』中巻(年表資料)(水戸市 一九六四)(四第二十一章第三・四節)。

(12) 藤野 保『近世国家解体過程の研究』前編(吉川弘文館 二〇〇六)第一章第三節「4中部―北陸(〇)若狭」。

(13) 藤野 保編『統佐賀藩の総合研究―藩政改革と明治維新―』(吉川弘文館 一九八七)、藤野 保『佐賀藩』(日本歴史叢書 新装版)(吉川弘文館 二〇一〇)。

(14) 鹿児島県編『鹿児島県史』第二巻(鹿児島県 一九八〇復刊)、鹿児島県編『鹿児島県史』第三巻(鹿児島県 一九七四復刊)、公爵島津家編輯所編『薩藩海軍史』(薩藩海軍史刊行会 一九二九)、土屋喬雄『封建社会崩壊過程の研究』(弘文堂書房 一九二七)、毛利敏彦『明治維新政治史序説』(未來社 一九六七)、佐々木克『幕末政治と薩摩藩』(吉川弘文館 二〇〇四)、

芳 即正『調所広郷』(人物叢書)(吉川弘文館 一九八七)、上原兼善『鎖国と藩貿易』(八重岳書房 一九八二)、前掲註(4)参照。一三代藩主毛利慶親(敬親)は、文久三年(一八六三)四月、藩庁を萩から山口に移した。これより藩名を山口藩と呼称する。

(16) 大田報助編『毛利十一代史』(マツノ書店 一九八八)、末松謙澄『修訂 防長回天史』(柏書房 一九八〇復刊)、末松謙澄『修訂 防長回天史』(解題・総目次・人名索引)(柏書房 一九八〇復刊)山口県文書館編『防長風土注進案』全22巻(山口県立山口図書館 一九六〇)一九六六、三坂圭治『秋藩の財政と撫育』(春秋社松柏館 一九三四)、小川国治『転換期長州藩の研究』(思文閣出版 一九九六)、関 順也『藩政改革と明治維新』(有斐閣 一九五六)、田中 彰『幕末の藩政改革』(塙書房 一九六五)、

田中 彰『明治維新政治史研究』(青木書店 一九六三)、田中 彰『幕末維新史の研究』(吉川弘文館 一九九六)、芝原拓自『明治維新の権力基盤』(御茶の水書房 一九六五)、井上勝生『幕末維新政治史の研究』(塙書房 一九九四)、三宅紹宣『幕末・維新期長州藩の政治構造』(校倉書房 一九九三)。

- (17) 高知県編『高知県史』近世編(高知県 一九六八)、高知市史編纂委員会編『高知市史』上巻(高知市 一九五八)、瑞山会編『維新土佐勤王史』(日本図書センター 一九七七復刊)、平尾道雄『土佐藩』(日本歴史叢書)(吉川弘文館 一九六五)、平尾道雄『吉田東洋』(人物叢書)(吉川弘文館 一九五九)、原口 清『幕末政争の一考察』(土佐藩を中心として)(歴史学研究会編『歴史学研究』一四二号 歴史学研究会 一九四九)、池田敬正『土佐藩における安政改革とその反対派』(歴史学研究会編『歴史学研究』二〇五号 歴史学研究会 一九五七)、池田敬正『土佐藩における討幕運動の展開』(史学研究会編『史料』第40巻第5号 史学研究会 一九五七)、船津 功『大政奉還』をめぐる政権構想の再検討(歴史学研究会編『歴史学研究』二七五号 歴史学研究会 一九七二)。
- (18) 東京大学史料編纂所編『維新史料綱要』巻四(東京大学出版会 一九八三復刊) 一〇七、一〇九、一四〇頁。  
前掲註(3) 第四章第一節。
- (19) 山口藩士長井時庸(雅楽)の「航海遠略策」は、高杉晋作・桂小五郎ら尊攘派の反対によって、藩是は「航海遠略策」から「破約攘夷」。「即今攘夷」へと転換、文久三年(一八六三)、長井は謹慎・切腹する(文部省維新史料編纂会編『維新史』第五巻(維新史料編纂事務局 一九四二)第一章第一・二節、高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』(吉川弘文館 二〇〇七)第一部第一章、前掲註(4) 四九四〜四九五頁。
- (20) 七卿は三条美美・三条四季知・東久世通禧・壬生基修・四条隆調・錦小路頼徳・沢宣嘉の七名(前掲註(18) 五四八頁)。
- (21) 東京大学史料編纂所編『維新史料綱要』巻五(東京大学出版会 一九八三復刊) 一八四頁。
- (22) 東京大学史料編纂所編『柳宮補任』五(東京大学出版会 一九六五)。
- (23) 家近良樹『幕末政治と倒幕運動』(吉川弘文館 一九九五)第一・二章。
- (24) 前掲註(22) 七一〜七二、九〇頁。
- (25) 毛利敏彦『明治維新政治史序説』(未来社 一九六七)二〇〇〜二二七頁、佐々木克『幕末政治と薩摩藩』(吉川弘文館 二〇〇四) 一一九〜二七〇頁。
- (26) 第一節第一項註「補説」参照。
- (27) 前掲註(27)。
- (28) 大村市立史料館所蔵 大村家史料「大村家覚書」巻二〇。
- (29) 「郷村記」については、藤野 保「大村藩と郷村記」(大村史談会編『大村史談』第十六号 大村史談会 一九七九)参照。
- (30) 第四章第一節第一項参照。
- (31)



(32) 山路彌吉編『臺山公事蹟』(田川誠作 一九二〇) 六二〜七〇頁。なお、大村藩の編年史料「九葉実録」(現本は、巻五冊から巻六〇冊(弘化四年より文久三年)まで欠本となっているが、この部分は純熙の一代記を叙述した「臺山公事蹟」が唯一の文献となる。

(33) 前掲註(32) 七〇〜七八頁。

(34) 第四章第一節一項参照。

(35) 富永 覚『松林飯山伝補遺』(青泉社 一九五六)。飯山の出自と嘉喜浦移住時期については異説がある(朝長重敏「松林飯山異聞」(大村史談会編『大村史談』第十三号 大村史談会 一九七七)、久田松和則「松林飯山をめぐる二三の問題」(大村史談会編『大村史談』第四十二号 大村史談会 一九九二))。そのうち、朝長説は、飯山の実父を「地方」地区鈴田村の鈴田源右衛門、母を「外海」地区西彼杵郡の一女性とし、杏哲が飯山の学才を見込んで養子にしたという(飯山養子説。久田松説は、「飯山養子説」を継承しながら、弘化四年嘉喜浦移住説に疑問を提示し、それより五年前、飯山四歳の時(天保十三年)、「外海」地区大瀬戸村(板浦)に居住していたとする(天保十三年移住説)。ただし、「郷村記」には「大瀬戸村」は存在せず「瀬戸村」となる。

なお、飯山に関しては、前掲「臺山公事蹟」のほか、志田一夫「松林飯山」(大村史談会編『大村史話』下巻 大村史談会 一九九〇)、松井保男「大村藩校「五教館」小史」(私家版 一九九〇)、外山幹夫「もう一つの維新史」(長崎・大村藩の場合)、『新潮選書』(新潮社 一九九三)、梅田和郎「松林飯山の思想形成」・二(大村史談会編『大村史談』第五十九・六十号 大村史談会 二〇〇八、二〇〇九)参照。

(36) 「郷村記」首巻(大村久原分諸工持高)によると、

高六拾石 蔵米 松林漸之進

とあり、飯山は大村久原分に住所を構え、蔵米取の藩士であったことが分かる(藤野 保編『大村郷村記』第一巻 国書刊行会 一九八二 二八二頁)。知行給与の諸形態からいえば第四類に属する(第一節第二項掲載の表4-4参照)。

(37) 廣瀬旭荘は淡窓の末弟、のち淡窓の養子となる(井上義巳「咸宜園をめぐる政治情勢」(杉本 勲編『九州天領の研究』吉川弘文館 一九七六)参照)。

(38) 前掲註(32) 二二七頁。

(39) 前掲註(32) 一四一頁。

(40) 前掲註(32) 一四三頁。

(41) 藤野 保「幕末・維新时期における小藩の構造とその動向―討幕派第二グループの動向をめぐって―」(史学研究会編『史林』第46

- 卷第5号 史学研究会 一九六三、藤野 保「旧藩体制と政治動向」(藤野 保「日本封建制と幕藩体制」塙書房 一九八三)。  
 大村市立史料館所蔵 大村家史料「渡邊昇自伝」。
- 〔42〕 前掲註(32) 一四五～一四六頁。
- 〔44〕 四者会議は秘密の会合のため、会議の日時も密約の内容も不明確。ここでは「臺山公事蹟」(田川誠作 一九二〇 二六八頁)にしたがった。同書は、密約の内容を「尊王攘夷」で一括しているが、大過あるまい。
- 〔45〕 前掲註(32) 二六八頁。
- 〔46〕 針尾九左衛門、四〇六石八斗六升、同盟者では最高の知行高。用人・城代を経て、元治元年家老となる。①「郷村記」首卷(大村久原分諸土持高)(藤野 保編「大村郷村記」第一卷 国書刊行会 一九八二)、②外山幹夫「もう一つの維新史」長崎・大村藩の場合―(新潮選書)(新潮社 一九九三) 六四～六六頁参照。
- 〔47〕 稲田東馬、二五〇石三斗三升。中小姓・用人、慶応元年側用人となる。前掲註(46)①、②参照。
- 〔48〕 大村欽十郎、一五三石一斗八升。中小姓・用人を経て、慶応三年大村五郎兵衛(両家筆頭)の嗣子となる。格外家老。前掲註(46)①、②参照。
- 〔49〕 同盟者が三七名に達するのは慶応末年(前掲註(32) 二七四～二七五頁)。
- 〔50〕 大村市立史料館所蔵 大村家史料「臺山公勤王録」第一四卷、山路彌吉編「臺山公事蹟」(田川誠作 一九二〇) 二六〇～二六一頁。
- 〔51〕 前掲註(50)。
- 〔52〕 「九葉実録」巻六一(大村史談会編「九葉実録」第五冊 大村史談会 一九九七 三頁)。
- 〔53〕 前掲註(52) 五頁。
- 〔54〕 前掲註(50)、(52) 二一～二二頁。
- 〔55〕 前掲註(52) 二三～二四頁。
- 〔56〕 前掲註(52) 二七頁。
- 〔57〕 前掲註(52) 二四～二五頁。
- 〔58〕 前掲註(57)。
- 〔59〕 前掲註(41) 参照。
- 〔60〕 前掲註(52) 二四～二九頁。

- 〔61〕 前掲註(60)。
- 〔62〕 前掲註(60)。
- 〔63〕 前掲註(32) 二九一～二九七頁。
- 〔64〕 前掲註(35)。
- 〔65〕 前掲註(32) 三一～三三四頁。幕末の福岡藩の政治動向については、西尾陽太郎「黒田長溥と筑前勤王派」(九州大学大学院人文科学研究院編『史淵』第九八輯 九州大学大学院人文科学研究院 一九六七)、梶原良助「文久期における福岡藩の政治動向」(人文論叢編集委員会編『福岡大学人文論叢』二五ノ三 福岡大学研究推進部 一九九三)参照。
- 〔66〕 前掲註(52) 三〇～三二頁。
- 〔67〕 前掲註(66)。
- 〔68〕 前掲註(22) 四〇五、四五五～四五七頁、堀内 信編『南紀徳川史』第三冊(名著出版 一九七〇) 六三五頁。
- 〔69〕 文部省維新史料編纂委員会編『維新史』第四卷(維新史料編纂事務局 一九四二) 一六三～一七二頁。
- 〔70〕 前掲註(21) 参照。
- 〔71〕 前掲註(69) 第十二編第二章、愛知県郷土資料刊行会編『愛知県史』第三卷(愛知県郷土資料刊行会 一九三九) 一〇～一七頁、新修名古屋歴史編纂委員会・新修名古屋歴史資料編纂委員会編『新修名古屋歴史』資料編「近代1」(名古屋歴史編纂委員会編 一九八五) 一五五～一五六頁参照。
- 〔72〕 前掲註(3) 一八九頁、藤野 保「近世国家解体過程の研究」(後編)(吉川弘文館 二〇〇六) 一五五～一五六頁参照。
- 〔73〕 西尾陽太郎「黒田長溥と筑前勤王党」(九州大学大学院人文科学研究院編『史淵』第九八輯 九州大学大学院人文科学研究院 一九六七)、井上 忠「月形洗蔵関係書翰」一(福岡大学人文論叢編集委員会編『福岡大学人文論叢』四ノ一 福岡大学研究推進部 一九七二)。
- 〔74〕 前掲註(32) 一一一、一七九～一八四頁。
- 〔75〕 前掲註(73) 参照。
- 〔76〕 「勿懈洞御日記」(松浦伯爵家編修所編『松浦詮伯伝』一 松浦伯爵家編修所 一九三〇 三九六～三九七頁)、藤野 保「幕末の藩政治と維新への対応形態」(九州文化史研究所紀要)一四号 九州大学九州文化史研究所 一九六九)、藤野 保「平戸藩」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』藩政編 長崎県 吉川弘文館 一九七三)。
- 〔77〕 「九葉実録」巻六二(大村史談会編『九葉実録』第五冊 大村史談会 一九九七 四六頁)。

- (78) 永留久恵「府中藩(対馬藩)」「木村 礎他編『藩史大事典』第七卷「九州編」 雄山閣出版 一九八八)。
- (79) 田中健夫「対馬藩(児玉幸多・北島正元監修『新編物語藩史』第二卷 新人物往来社 一九七五)。
- (80) 新対馬島誌編集委員会編『新対馬島誌』(新対馬島誌編集委員会 一九六四) 四五三〜四五四頁。
- (81) 前掲註(80) 四五九〜四六〇頁、四六五〜四六六頁、「対馬藩」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』藩政編 長崎県 吉川弘文館 一九七三) 一一三六〜一一四三頁参照。
- (82) 前掲註(79)〜(81)、藤野 保『近世国家解体過程の研究』(後編)吉川弘文館 二〇〇六 四五三〜四五六頁参照。
- (83) 前掲註(32) 一八九〜一九九頁。
- (84) 前掲註(69) 四六七〜四七一頁。青山忠正「薩長盟約の成立とその背景」(歴史学研究会編『歴史学研究』五五七号 青木書店 一九八六)、三宅紹宣「薩長盟約の歴史的意義」(日本歴史学会編『日本歴史』六四七号 吉川弘文館 二〇〇二)参照。
- (85) 東京大学史料編纂所編『維新史料綱要』巻六(東京大学出版会 一九八三復刊) 三〇八〜三〇九頁。
- (86) 前掲註(85) 一〇七頁。当初、幕府は尾張藩前藩主茂徳(↓茂栄)を先鋒総督に任命したが、徳川慶勝の反対により、徳川茂承を先鋒総督に任命した。
- (87) 第一次長州征伐にあたり、幕府は徳川茂承を総督に任命したが(元治元年八月六日)、二日後解任し、徳川慶勝を総督に任命した経緯がある(堀内 信編『南紀徳川史』第三冊 名著出版 一九七〇 六二二、六三五頁)。
- (88) 藤野 保『近世国家解体過程の研究』(後編)(吉川弘文館 二〇〇六)第一章第三節「6中国」(2)出雲・隠岐、(3)石見の項参照。
- (89) 広島県編『広島県史』近世2(広島県 一九八四) 二三八二〜三三八八、三三九六〜三四一七、三四三三〜三四三五頁。
- (90) 前掲註(86) 五九三頁。
- (91) 北原章男「御三卿の成立事情」(日本歴史学会編『日本歴史』一八七号 吉川弘文館 一九六三)参照。
- (92) 前掲註(12) 四九六頁。
- (93) 木原溥幸「幕末・維新时期における肥前佐賀藩」(大久保利謙監修『明治維新と九州』(九州文化論集三) 平凡社 一九七三)所収、木原溥幸「幕末期佐賀藩の藩政史研究」第九十章(九州大学出版会 一九九七)、梶原良則「幕末佐賀藩における火術組創設の意義」(九州大学国史学研究会編『近世近代史論集』吉川弘文館 一九九〇)、梶原良則「佐賀藩における慶応軍制改革」(九州大学国史学研究会編『九州史学』二〇三号 九州大学国史学研究会 一九九二)、藤野 保「西南雄藩の洋式工業―佐賀藩―」(地方史研究協議会編『日本産業史大系』九州地方篇 東京大学出版会 一九六一)所収)参照。
- (94) 田中 彰「幕末薩長交易の研究」(東京大学文学部内史學會編『史学雑誌』六九ノ三四 山川出版社 一九六〇)、のち田中

- 彰『幕末維新史の研究』(吉川弘文館 一九九六)に収む。
- (95) 鹿兒島県編『鹿兒島県史』第三卷(鹿兒島県 一九四二) 二六七〜二七一頁、毛利敏彦『明治維新政治史序説』(未來社 一九六七) 八四〜八八頁参照。
- (96) 公爵島津家編輯所編『薩藩海軍史』(薩藩海軍史刊行会 一九二九)、土屋喬雄『封建社会崩壊過程の研究』(弘文堂書房 一九二七) 四八二〜五〇八頁、鹿兒島県編『鹿兒島県史』第三卷(鹿兒島県 一九四二) 四八〜八〇頁、山本弘文『薩摩藩の洋式工業』(上)(『経済志林』二八ノ二 法政大学経済学部学会 一九六〇)、山本弘文『西南雄藩の洋式工業―鹿兒島藩―』(地方史研究協議会編『日本産業史大系』九州地方篇 東京大学出版会 一九六一)参照。なお、『西南雄藩』の幕末における保有艦船数は、一位の薩摩藩が一七隻、二位の高知藩が七隻、三位の佐賀・山口藩が六隻(前掲註(96)土屋喬雄著書 五〇四頁)。
- (97) 市来四郎編『島津斉彬言行録』(岩波書店 一九九五)、鹿兒島県編『鹿兒島県史』第三卷(鹿兒島県 一九四二) 一七五〜一八九頁、上原兼善『幕末薩摩藩の対沖繩政策』(地方史研究協議会編『地方史研究』一五号 地方史研究協議会 一九七二)参照。
- (98) 「要路一覽」・「役人帳」(山口県文書館蔵)、山口県文書館編『防長風土注進案』第22卷(研究要覽)(山口県立山口図書館 一九六六)所収「要職歴任年表」。
- (99) 関 順也『藩政改革と明治維新』(有斐閣 一九五六) 一二二〜一二四頁。
- (100) 末松謙澄『防長回天史』式(東京国文社 一九二二) 二二二〜二三三頁。
- (101) 前掲註(99)第九編第一章第一二節。
- (102) 前掲註(101)。
- (103) 田中 彰『明治維新政治史研究』(青木書店 一九六三)第四章参照。
- (104) 田中 彰『長州藩における慶応軍制改革』(史学研究会編『史料』四二ノ一 史学研究会 一九五九、前掲註(103)第五章第二節、田中 彰『幕末薩長交易の研究』(東京大学文学部内史學會編『史学雑誌』六九ノ三四 山川出版社 一九六〇)参照。
- (105) 山本 大『高知藩』(木村 礎他編『藩史大事典』第6巻「中国・四国編」雄山閣出版 一九八八)。
- (106) 高知県立図書館編『憲章簿』官掟之部三〜一五二(高知県立図書館 一九八三)、池田敬正『藩政改革と明治維新―高知藩―』(社会経済史学会編『社会経済史学』二二ノ五六 社会経済史学会 一九五六)参照。
- (107) 平尾道雄『吉田東洋』(人物叢書)(吉川弘文館 一九六五) 二二〜二六八頁。
- (108) 平尾道雄『容堂公記伝』(大日本出版峯文荘 一九四三) 一〇頁、日本経済史研究所編『幕末経済史研究』(有斐閣 一九三五)

- 一〇九、一二二頁、池田敬正「土佐藩における安政改革とその反対派」(歴史学研究会編『歴史学研究』二〇五号 青木書店 一九五七) 参照。
- 前掲注(107) 八三〜九二頁。
- (110) 大塚武松「吉田東洋遺稿」(日本史籍協会 一九二九) 二〇、四二頁、池田敬正「土佐藩における安政改革とその反対派」(歴史学研究会編『歴史学研究』二〇五号 青木書店 一九五七)、池田敬正「藩政改革と明治維新」(社会経済史学会編『社会経済史学』二二ノ五六 社会経済史学会 一九五八)。
- (111) 大塚武松「吉田東洋遺稿」(日本史籍協会 一九二九)、平尾道雄「容室公記伝」(大日本出版社社文荘 一九四三)、池田敬正「土佐藩における安政改革とその反対派」(歴史学研究会編『歴史学研究』二〇五号 青木書店 一九五七)、池田敬正「藩政改革と明治維新」(社会経済史学会編『社会経済史学』二二ノ五六 社会経済史学会 一九五八)。
- (112) 吉田昌彦「幕末政治史に関する一考察」(九州大学国史学研究会編『九州史学』六三三号 九州大学国史学研究会 一九七七)。
- (113) 「藩主山内氏系図」(高知県編『高知県史』近世編 高知県 一九六八)。
- (114) 「土佐勤王党」は、郷土・村役人(庄屋)や徒士・足軽などの下士軽輩で構成され、他の党派と階級基盤を異にした。郷土出身の坂本龍馬や庄屋出身の中岡慎太郎らが含まれる。
- (115) 原口 清「幕末政争の一考察」(土佐藩を中心として) (歴史学研究会編『歴史学研究』一四三三号 青木書店 一九四九)、池田敬正「土佐藩における安政改革とその反対派」(歴史学研究会編『歴史学研究』二〇五号 青木書店 一九五七)、池田敬正「藩政改革と明治維新」(高知藩) (社会経済史学会編『社会経済史学』二二ノ五六 社会経済史学会 一九五六)、平尾道雄「吉田東洋」(人物叢書) (吉川弘文館 一九六五)、高知県編『高知県史』近世編(高知県 一九六八) 七五四〜七七二頁参照。
- (116) 平尾道雄「土佐藩」(日本歴史叢書) (吉川弘文館 一九六五) 一五六〜一六七頁、高知県編『高知県史』近世編(高知県 一九六八) 七七九〜七九八頁。
- (117) 藤野 保「幕藩制国家と明治維新」(清文堂出版 二〇〇九) 四九九〜五〇二頁参照。
- (118) 「九葉実録」巻六二(大村史談会編『九葉実録』第五冊 大村史談会 一九九七 五二頁)。
- (119) 前掲註(118) 六三〜六四頁。
- (120) 前掲註(119)。
- (121) 「九葉実録」巻六三(大村史談会編『九葉実録』第五冊 大村史談会 一九九七 六五頁)。
- (122) 大村市立史料館所蔵 大村家史料「臺山公勤王録」二巻。

⑫ 前掲註(12) 六五頁。

⑬ 大村市立史料館所蔵「大村家史料」臺山公勤王録」二二頁、山路彌吉編「臺山公事蹟」(田川誠作 一九二〇) 二二一頁。

⑭ 前掲註(32) 二二六頁、外山幹夫「もう一つの維新史」長崎・大村藩の場合」(新潮選書)(新潮社 一九九三) 九六、一四四  
〜一四六頁参照。

⑮ 大村藩の党争は、他藩でみるようなイデオロギー、戦略・戦術(倒幕か佐幕か)、それを実現するための行動様式から生じたのではなく、改革派同盟の藩政執行に対する反発から発生したもので、改革派(尊攘派)と保守派の対立という構図をもつ。改革派が「尊王」の二字に藩論を統一し、天皇の絶対優位性を認めたらうと、天皇に大義を尽くし、それを実現するための活発な藩外活動を実践したのに対し、反対派は、そうしたイデオロギー、戦略・戦術をもつこともなく(思想的系譜)行動パターンからみると佐幕的思考)、反改革の一点で結合したもので、反改革の理論的思考は極めて次元が低い。それは保守的で現状維持の門閥「両家」を利用したことに示されている。

⑯ 前掲註(32) 二二七〜二八頁。

⑰ 前掲註(32) 二二八頁、外山幹夫「もう一つの維新史」長崎・大村藩の場合」(新潮選書)(新潮社 一九九三) 九五〜九八頁、志田一夫「松林飯山」(大村史談会編「大村史話」下巻 大村史談会 一九七四)参照。

⑱ 前掲註(32) 二七四〜二七五頁、大村市史編纂委員会「大村市史」上巻(大村市役所 一九六二) 三八三〜三八四頁、外山幹夫「もう一つの維新史」長崎・大村藩の場合」(新潮選書)(新潮社 一九九三) 六四〜六六頁、稲田 淳「純熙と三十七士」(二)(大村史談会編「大村史話」下巻 大村史談会 一九七四)、似田達雄「純熙と三十七士」(二)(大村史談会編「大村史話」下巻 大村史談会 一九七四)参照。

⑲ この時、二三隊のメンバーは、次のような血誓書をつくった(「九葉実録」巻六四(大村史談会編「九葉実録」第五冊 大村史談会 一九九七 七一頁)。

一、二死報国之契約結納ノ上者、会議之件々、親子兄弟たり共、相漏申間敷事

一、謹慎を主とし過激之挙動無レ之、議論上ニ而、其儘難レ差置「事件有」之候共、互ニ致「堪忍」衆議を遂げ候上ニ而、可レ致「所置」事

一、賊徒探索之上ハ、父子兄弟、其事ニ致「関係」居候も難レ斗、其節ニ至候而者、大義絶親之心得第一之事

右之件々違背之輩者、衆議之上、打果可レ申者也

月 日 連名 姓名血判



請人心得

血誓之後、違約之輩有之候節者、其首を打、衆議之上可し致し屠腹一事

〔131〕「九葉実録」巻六四（大村史談会編「九葉実録」第五冊 大村史談会 一九九七 七一〜七六頁）。

〔132〕前掲註〔131〕。

〔133〕前掲註〔32〕 二四八頁。

〔134〕前掲註〔133〕。

### 第三節 明治維新への道程

#### 雄藩の戦略・戦術と幕府の崩壊

##### 一・倒幕派の形成

幕末の政局は、諸藩の分裂・割拠が続くなかで、孝明天皇の死（慶応二年十二月二十五日）〔1〕は、ますます混乱の度を深めたが、こうした事態を收拾すべく、慶応三年（一八六七）五月「四藩会議」が開催された。出席者は島津久光（薩摩藩）・松平慶永（福井藩）・山内豊信（土佐藩）・伊達宗城（宇和島藩）の四名で、徳川慶喜（将軍）・松平容保（会津藩・京都守護職）を除く、かつての「参予会議」〔前掲〕のメンバーである。会議は議奏補任・兵庫開港・山口藩処分問題が取り上げられたものの、豊信の公武合体論と久光の「排幕援長」の主張が対立し、豊信は失望し退京した〔2〕。

豊信帰藩後の土佐藩においては、豊信の公武合体論に対して、離反する動きが表面化し、坂本龍馬（写真4-11）・中岡慎太郎の立会のもと、後藤象二郎・福岡孝弟・板垣退助らは、薩摩藩の小松帯刀（清廉）・西郷隆盛・大久保利通と会見し、いわゆる「薩土盟約」を締結した（六月二十二日）〔3〕。「盟



写真4-11 坂本龍馬  
（高知県立坂本龍馬記念館提供）

約」の内容は、坂本が構想した「船中八策」に沿ったもので、大政奉還・議會制の採用・外交の樹立・公明政治の実現を掲げている(4)。「薩土盟約」の締結は、「豊信体制」下(公武合体主義)の土佐藩において、倒幕派が誕生・形成されたことを示し、薩摩藩側からは「薩長連合」戦略の延長として、土佐藩を武力倒幕派に加えるという計算があった。

一方、第二次征長戦において、山口藩と休戦協定(「白砂村条約」≡前述)を結んだ広島藩は、幕府独裁体制に代わる外様有力藩の幕政参加を構想したが(5)、薩摩・山口両藩の挙兵倒幕が具体化されるに伴い、広島藩もこれに参加し、こうして九月二十日、「薩長芸三藩連合」が成立した(6)。薩摩藩は、先に土佐藩との間で締結した「薩土盟約」を破棄し、挙兵倒幕の意志をもつ広島藩を加え、「薩長芸三藩連合」を成立させたのである。

## ■二 大政奉還と倒幕連合の成立

土佐藩の山内豊信は、藩内情勢の変化、何よりも政局の変化に対応し、むしろ先手を打って、大政奉還の建白書を作成、十月三日、後藤象二郎と福岡孝弟が、豊信の建白書と別紙一通(副書)を幕府に提出した(7)。幕府を代表する老中坂倉勝静は、十三日、豊信の建白書について、二条城において、小松帯刀(薩摩藩)・後藤象二郎(土佐藩)・福岡孝弟(同)・辻将曹(広島藩)・牧野権六郎(岡山藩)らから意見を徴し、これを受けて、慶喜は十四日、大政奉還の上表を朝廷に提出、翌日許可された(8)。幕藩制国家における土佐藩の意義は、他の「雄藩」に先んじて、慶喜に大政奉還を決意・実行せしめ、幕府を崩壊に導いたところにある。しかし、それは直ちに藩体制の崩壊を意味せず、なお幕政機構と幕閣組織は存在した。

慶喜の大政奉還と同時に、朝廷は、討幕の密勅を、岩倉具視・正親町三条(嵯峨)実愛を通じて薩摩・山口両藩に与える一方、京都守護職松平容保(会津藩)・同所司代松平定敬(桑名藩)の追討を命じ、「錦旗」を与えた(9)。これはかつての「朝敵藩」(山口藩)が薩摩藩とともに「倒幕」の名分を獲得するための戦略―裏面工作であり、「錦旗」を勝ち取ることが政局に有利に作用するという戦術であった(10)。ここで「倒幕」は「討幕」へと旋回する。

慶喜の大政奉還を契機に、薩土芸越尾五藩(11)の間で、倒幕連合が成立した。ところが、この倒幕連合は公議

政体派が主力を占めたため、武力討幕派は、十二月九日、クーデターによって王政復古の号令を発し、同夜、小御所会議で徳川氏の処分をめぐる、豊信と岩倉との間で激論を闘わしたが、武力討幕派が勝利を占めて、慶喜の辞官納地が決定した<sup>12</sup>。

### ■三、維新政権の成立

こうして維新政権が成立し、征夷大將軍と摂政・関白が廃止され、新たに三職（総裁・議定・参与）が設置された<sup>13</sup>。この三職には、総裁有栖川宮熾仁親王のもと、議定には皇族・公家のほか、クーデターに参加した五藩及び宇和島藩の前藩主・藩主・世子が選出された<sup>14</sup>。「維新政権」とはいえ、皇族・公家と公議政体派・討幕派諸藩の連立内閣であり、諸勢力の妥協の産物である<sup>15</sup>。

注目されるのは、「討幕の密勅」を獲得した山口藩が、維新政権から排除されていることである。そこから山口藩の攻勢（政権割り込み↓主導権の確立）が開始されるが、そのための戦術が「錦旗」であった。慶応三年十二月八日、山口藩主父子（毛利敬親・元徳）の官位が復され、朝議により上京が許可されると<sup>16</sup>、山口藩兵は直ちに入京し、解任された松平容保（京都守護職）・松平定敬（京都所司代）に代わって、皇居の警備に当たり、十日には、家老毛利内匠（親信）が参謀楢取素彦・国貞直人を従えて参内し、議定中山忠能より「多年勤王」について謝辞を受けた<sup>17</sup>。次いで蛤御門の警備を命じられ、十九日には、徳山支藩毛利元蕃の世子元功及び一門吉川経幹の家老宮庄主水の率いる藩兵が次々に入京し<sup>18</sup>、軍備を整えた。

### ■四、戊辰戦争と諸藩の動向

明治元年（一八六八）正月三日、新政府軍と旧幕府軍は鳥羽・伏見において戦闘を開始した。戊辰戦争が勃発したのである。緒戦に勝利した新政府軍は、早くも議定仁和寺宮嘉彰を軍事総裁とし、翌四日には征討大將軍に任命するとともに、「錦旗」を与え、参与四条隆調・参与助役五条為栄を「錦旗奉行」に任命するとともに、薩摩・山口・広島三藩に出兵を命じて、將軍―錦旗奉行に従属させた<sup>19</sup>。これと同時に、四日から十三日にかけて、公家を山陰道（西

園寺公望<sup>きんもち</sup>・東海道(橋本実梁<sup>さねやな</sup>)・東山道(岩倉具定<sup>ともさだ</sup>)・北陸道(高倉永祐<sup>ながさち</sup>)・中国・四国(四条隆詞<sup>たかうた</sup>)、遅れて二十五日九州(沢宣嘉<sup>のぶよし</sup>)の鎮撫総督に任命した(20)(中国・四国のみ追討総督)。ただし、実際の軍事指揮は、薩摩・山口両藩をはじめ、新政府軍に従属した諸藩の参謀が当たった。

旧幕府軍の敗北により、慶喜は大坂へ退去したあと、老中酒井忠惇<sup>ただとし</sup>(姫路藩)・板倉勝静<sup>かつしよ</sup>(備中松山藩)及び前京都守護職松平容保・同前所司代松平定敬を従え、海路江戸に帰った。七日、緒戦に勝利した維新政権は「慶喜追討令」を発し(21)、次いで十日、慶喜及び松平容保・松平定昭(伊予松山藩)・松平頼聡<sup>よりとし</sup>(讃岐高松藩)・松平定敬(伊勢桑名藩)らの徳川一門、及び板倉勝静・松平正質<sup>まさただ</sup>(上総大多喜藩、老中格)ら諸氏の官位を剥奪し(22)、更に十一日、広島藩に対し備後福山藩、岡山藩に対し備中松山藩、土佐藩に対し伊予松山・讃岐高松藩の追討と讃岐・伊予天領の接收を命じて「錦旗」を与えた(23)。

以上、維新政権の戦略・戦術は、將軍制を廃止しながら、新たに徳川將軍に代わる宮將軍を創出し、各道の鎮撫総督には公家をあて、諸国の鎮撫に当たっては、新政府軍に属した諸藩に「錦旗」を与え追討を命じるといふように、「王政復古」させた天皇の權威を最大限に利用・活用するところにあった。

戊辰戦争緒戦における新政府軍の勝利は、淀・津・彦根・紀州藩など、畿内・近国の有力な譜代・外様・徳川一門の勤王藩への転向・変身・態度決定(24)とともに、新政府軍の迅速果敢な戦略・戦術にあったが(25)、それにも増して「錦旗」(＝天皇)の利用・活用にあった。佐幕・中立・日和見の如何にかかわらず、「朝敵藩」は諸藩が最も恐れるところであり、これらの諸藩の多くは征討軍に加わることによって、勤王の実効を立て、維新政権の嫌疑を避けたのである。こうして、新政府軍の勝利は天皇の地位と権限を強化し、それによって、維新政権はみずからの支配の正当性と権力を強化していく。天皇の絶対主義化は維新政権にとって不可欠の条件であり、近代国家の形成は、その発展線上にあった。

## 二 大村藩の明治維新への道程

### ■ 一、藩論の統一と実践行動

大村藩の明治維新への道程は、元治元年（一八六四）十月二十四日という早い時期に、尊攘派が改革派に旋回し、藩権力を掌握して、一挙に藩論を統一したところにある。そこに示された「尊王」の二字、天皇の絶対優位性の確認と天皇への大義、それを実現するための活発な藩外実践行動、藩同盟の結成と他藩党争の調停、更に「討幕派第一グループ」連合への画策、それを通じて藩論を実現し、討幕派へ成長していったところにある。しかも、小藩である立場をよく自覚し、有志の大藩の驥尾ウジビに従い、それを実践していったところに、大村藩の限界も同時に存在した。

ともあれ、新政府軍が戊辰戦争の緒戦に勝利するや、佐幕・中立・日和見の諸藩が雪崩を打って新政府軍に属し行動したのに対し、大村藩は藩論の統一以来、激しい藩内闘争を経験しながら、終始一貫、討幕の路線を推進したことは注目に値する。幕藩制国家における大村藩の歴史的意義は、まさにここにあったといえよう。

先に、慶応三年（一八六七）十二月九日、王政復古と同時に、大村藩は薩摩藩とともに、朝命により宮門の護衛を命じられ、渡辺清が参殿してその任に当たった<sup>26</sup>。翌明治元年（一八六八）正月三日、戊辰戦争が勃発すると、大村藩は大津出陣の命を受け、大津にあった清は、東海道鎮撫総督橋本実梁みなやまと再会し、彦根・佐土原・岡山・徳島藩とともに、戦陣を整えた。八日、藩主純熙は兵庫に着し、十三日、入京し朝廷から感状を与えられた<sup>27</sup>。

近畿を征圧した新政府軍は、早くも桑名陥落（藩主・前京都所司代松平定敬は、慶喜とともに東下）後の二月六日、東征軍を編成し、これを東海・東山・北陸の三道に分け、公家の橋本実梁・岩倉具定ともさだ・高倉永祐ながさかを各道の先鋒総督兼鎮撫使に任命した<sup>28</sup>。次いで八日、全国諸藩のうち二四藩を「触頭」に任じ<sup>29</sup>、更に翌九日、総裁有栖川宮熾仁親王を東征大総督に<sup>30</sup>、十四日には、参与西郷隆盛を大総督府参謀に任命した<sup>31</sup>。

こうして、大村藩は東海道鎮撫総督の指揮下から東征大総督指揮下に入り、岡山・佐土原・彦根三藩とともに、東海道征討軍の先鋒を命じられ、十六日には改めて関東攻撃の先鋒を命じられて江戸へ進撃した。ところが、西郷隆盛

と幕臣勝海舟の協定に基づき、江戸城の総攻撃は中止され、ここに江戸城は無血開城された。

江戸に入った大村軍は、江戸城西丸門の警備に当たり、爾来関東各地で転戦、五月十五日には、上野の彰義隊攻撃に参加、六月八日には、奥羽追討の命を受けて奥羽に転戦し、九月十七日には、会津若松城の攻撃に参加した。次いで、五月十八日、榎本武揚軍が籠る函館が陥落し、一年五ヶ月にわたった戊辰戦争は終結した(「戊辰戦争」については、第四卷近代編で詳述)。

## ■二、九州鎮撫総督と大村藩

戊辰戦争勃発後の明治元年正月十四日、長崎奉行河津祐邦(旗本)が脱走し、長崎は権力の及ばない空白地帯となった。こうした状態に、いち早く秩序を確立したのは、長崎在留の各藩士であった。佐々木高行(土佐藩士)・松方正義(薩摩藩士)・大隈重信(佐賀藩士)ら<sup>32</sup>は、奉行所の地役人と協議し、長崎における政治全般について、諸藩藩士・地役人の相談によって、万事決定することを申し合わせた。ここに新しく長崎会議所が成立したのである<sup>33</sup>。

長崎会議所は、かつて長崎奉行がもっていた権限を引き継ぎ、長崎の行政・治安に当たる一方、外交事務・税関事務を担当した。更に金八〇〇〇両、米五〇〇〇石を町民に放出して、民心の収攬に努めた<sup>34</sup>。その際、町内の警備は、大村藩と薩摩藩の藩兵が当たった。

明治元年正月二十五日、維新政府は、沢宣嘉を九州鎮撫総督兼外国事務総督に任命した<sup>35</sup>。これは維新政府の全国鎮撫策の一環をなすもので、九州鎮撫総督の任命が最も遅い。これは維新政府が山陰道・東海道・東山道・北陸道・中国・四国の鎮撫を優先したためと思われるが、九州には他の地域に比較して討幕派の藩が多く、また新政府軍の全国鎮撫に交戦する藩も存在しなかった。沢は江戸時代以来、長崎警備の特役をもつ大村藩主純熙に、長崎の管理を命じたのである<sup>36</sup>。

沢の九州鎮撫総督としての活躍は、以上にとどまらない。維新政権の樹立と安定を担う議定岩倉具視(公家)は、「東北戦争」を遂行するに当たり、「奥羽越列藩同盟軍」が、「薩長」に対する反感が強く、新政府軍の「北征」(東北征伐)を「薩



長ノ二賊」の「私意」(私闘)とみた<sup>37)</sup>。

そこで、岩倉は北征軍を増強し、「北征」が「薩長」軍でないことを証明する必要を感じ、強力な軍事力を有する佐賀藩や、「閩藩」一致の大村藩に期待をかけた。その意を受けて、参与副島種臣(佐賀藩士)は、佐賀・大村両藩兵徴発のために九州に下向した。副島の連絡を受けた沢(長崎府知事)は、直ちに大村・平戸・島原藩をはじめ、諸藩に指令を發し、北征軍への参加を求めた。九州、特に肥前諸藩の出兵数が多いのは、ここに由来する。ちなみに長崎府兵(振遠隊)は四〇〇人が出兵している<sup>38)</sup>。事実、佐賀藩の軍事力は、関東鎮撫・東北戦争においていかなく發揮され、上野戦争・若松城攻撃に際しては、最新式のアームストロング砲が威力を發揮した。特に「東北戦争」における各藩出兵数のうち、佐賀藩兵が最も多く、薩摩・山口両藩兵を含めて、他藩出兵数をはるかに凌駕していた<sup>39)</sup>。大村藩は、「藩論」に示された実践行動に基づき、有志の大藩とともに、「東北戦争」を遂行したのである。

(藤野 保)

#### 註

- (1) 東京大学史料編纂所編『維新史料綱要』巻六(東京大学出版会 一九八三復刊) 七三四頁。
- (2) 文部省維新史料編纂会編『維新史』第四巻(維新史料編纂事務局 一九四二) 七二三頁、平尾道雄『王佐藩』(日本歴史叢書)(吉川弘文館 一九六五) 一七七頁、佐々木克『幕末政治と薩摩藩』(吉川弘文館 二〇〇四) 三五五〜三六二頁参照。
- (3) 東京大学史料編纂所編『維新史料綱要』巻七(東京大学出版会 一九八三復刊) 一六二〜一六三頁。
- (4) 前掲註(2) 七一四頁、平尾道雄『王佐藩』(日本歴史叢書)(吉川弘文館 一九六五) 一七七〜一七八頁、船津 功『大政奉還』をめぐる政権構想の再検討(歴史学研究会編『歴史学研究』三七五号 青木書店 一九七二)、井上 勲『大政奉還運動の形成過程』(一)(二)(東京大学文学部内 史學會編『史学雑誌』八一ノ一・二 山川出版社 一九七二)参照。
- (5) 広島県編『広島県史』近世2(広島県 一九七二) 一四二七〜一四二八頁。
- (6) 前掲註(3) 二四八頁。
- (7) 前掲註(3) 二六三頁。



- (8) 前掲註(3) 二八三頁。
- (9) 前掲註(3) 二七八、二八一～二八三頁。
- (10) 遠山茂樹は「玉(天皇)を抱く」者が官軍、「玉を奪」われれば賊軍、政争の勝敗はまさにこの一点にかかると意識された(遠山茂樹『明治維新』岩波全書 第二二八) 岩波書店 一九五二 二二〇頁)と指摘している。
- (11) 薩摩藩・土佐藩・広島藩・福井藩・尾張藩の五藩。
- (12) 文部省維新史料編纂会編『維新史』第五卷(維新史料編纂事務局 一九四二) 七一～八二頁、前掲註(3) 四一四～四一五頁、前掲註(3) 四一五～四一六頁。
- (13) 「明治重職補任」(文部省維新史料編纂会編『維新史』付録 吉川弘文館 一九八三復刊所収、松尾正人『維新政権』(日本歴史叢書)吉川弘文館 一九九五) 一九～二〇頁参照。
- (14) 原口 清「明治維新政府の成立」(歴史学研究会編『歴史学研究』二五八号 青木書店 一九六一)参照。
- (15) 前掲註(3) 四一四頁。
- (16) 前掲註(3) 四一四頁。
- (17) 前掲註(3) 四一四頁。
- (18) 前掲註(3) 四六〇頁、東京大学史料編纂所編『維新史料綱要』第五卷(東京大学出版会 一九八三復刻) 八二～八三頁。
- (19) 東京大学史料編纂所編『維新史料綱要』巻八(東京大学出版会 一九八四復刊) 一〇～二三頁。
- (20) 前掲註(19) 一〇～二・一四・一六・三五・五八・一一九頁。
- (21) 前掲註(19) 二六頁。
- (22) 前掲註(19) 三九頁。
- (23) 前掲註(19) 四五～四六頁。
- (24) 藤野 保「近世国家解体過程の研究」(前編(吉川弘文館 二〇〇六第一章第二節「5近畿(1)近江、(2)伊勢・伊賀、(4)山城、(9)紀伊」の項参照。
- (25) 前掲註(24)第一章第二節「5近畿(5)大和、(10)丹波、(11)丹後、(12)但馬、(13)播磨」の項参照。
- (26) 山路彌吉編『臺山公事蹟』(田川誠作 一九二〇) 三四六～三四七頁。
- (27) 前掲註(26)。
- (28) この時から、三道の鎮撫総督は先鋒総督兼鎮撫使に改められた(前掲註(19) 一六四頁)。
- (29) 触頭に任じられたのは、「東北」仙台・久保田(秋田)、「関東」水戸・前橋・忍、「中部」金沢・福井・松代・尾張「近畿」彦根・津・

郡山・岸和田・紀州・中国・鳥取・松江・岡山・広島・山口、「四国」土佐、「九州」福岡・佐賀・熊本・薩摩の二四藩（前掲註（19）一七六頁）。いずれも各地域の有力藩であり、新政府の全国鎮撫に対する戦略的意図を看取することができる。

〔30〕 前掲註（19） 一八〇頁。

〔31〕 前掲註（19） 二〇四頁。

〔32〕 前掲註（26） 三七八頁。

〔33〕 中野 健「明治新政下の長崎」加藤 章・外山幹夫編「わが町の歴史長崎」文一総合出版 一九八四）参照。

〔34〕 前掲註（33）。

〔35〕 前掲註（19） 一一九頁。

〔36〕 前掲註（26） 三九一頁。

〔37〕 藤野 保「幕藩制国家と明治維新」（清文堂出版 二〇〇九） 五三五～五三六頁、藤野 保「江戸幕府崩壊論」（塙選書）（塙書房

二〇〇八） 一三六頁。

〔38〕 前掲註（39）。

〔39〕 木原溥幸「幕末・維新时期における肥前佐賀藩」（大久保利謙監修「明治維新と九州」（九州文化論集三） 平凡社 一九七三）。

## 総括——幕藩制国家と大村藩——

明治維新における大村藩の立場は、尊攘派である改革派同盟の藩権力掌握のもとで決定された元治元年十月二十四日の藩論に具体的に示されている。そこに示された「尊王」の二字、天皇の絶対優位性の確認と天皇への大義、それを実現するための活発な藩外実践行動、藩同盟の結成、他藩党争の調停、「薩長連合」への画策、それを通じて藩論を実現しようとした西南小藩の限界、これが明治維新における大村藩の立場であった。

幕末・維新时期における各藩の政治主体の形成過程は、それぞれの条件に応じて異なるコースを辿っている。西南雄藩のなかで、山口藩においては、改革派（藩政改革派）のなかから尊攘派が生まれ、更に討幕派に成長していくコー

スを辿り、薩摩藩においては、改革派が公武合体派として活動し、それが討幕派に転化するコースを示し、また土佐藩においては反改革派として生まれた尊攘派と改革派⇨公武合体派の否定のうえに討幕派が成立するコースを歩んだ。以上に対し、雄藩の合従連衡のなかで「大割拠」の方針を貫いた佐賀藩は、改革派が藩権力の強化を図りながら、王政復古のクーデター後、討幕派戦線に参加した。<sup>①</sup>

大村藩においては、天保改革において、いわゆる「対応的な側面」を打ち出し、安政改革において、大村藩なりの「絶対主義への傾斜」を示したが、いずれも藩主（純顕・純熙）の主導による「上から」の改革であり、ここでは「派」と称すべき一つの改革主体は成立するに至っていない。大村藩においては、尊攘派が改革派のなかから生まれたのではなく、またその否定のうえに成立したものでなく、文久三年における純熙の長崎惣奉行就任、それを契機とする佐幕守旧派の尊攘派抑圧という条件のなかで、逆に改革派（改革派同盟の結成）に旋回し、純熙の長崎惣奉行辞任を画策する一方で、佐幕守旧派に代わって藩権力を掌握し、一挙に藩論の統一へともち込んだのである。それは明らかに西南雄藩が辿ったコースと異なるコースを辿っている。

改革派が藩政改革である限り、そこには一定の限界が存在する。大村藩においては、天保・安政の諸改革と直接の関連を有しない尊攘派が、逆に改革派に旋回し、藩権力の掌握に成功したが故にこそ、元治期という時点で、「尊王」の二字に藩論を統一することに成功したのである。ここでは、尊攘派⇨改革派というコースを辿っているが、同時に尊攘派⇨改革派なのである。

尊攘派の基盤を、説かれるように革新的武士と豪農との同盟、いわゆる「改革派同盟」に求められるとすれば、大村藩尊攘派の基盤は極めて狭隘であった。同じく改革派同盟と称しても、それは「三十七士同盟」という言葉が示すように、馬廻・城下大給クラスの城下士を中核とするもので、それに一部の上層在地家臣団が加わっているにすぎない。純然たる革新的武士間の同盟である。

さて、大村藩領（東西彼杵郡）の農村構造を分析した限りでは（第一節第三項参照）、農業技術の停滞性と荊敷中心

の自給肥料の段階に照応して、商業的農業の顕著な発展はみられず、農民的商品経済の発展は、小消費中心を対象とする商品化の段階であり、そこでの畠作経営は典型的な主穀農業中心の経営であった。

しかし、天保改革における特権的な株商人の取潰し→運上銀賦課の免許→諸商業の自由化などの一連の政策によって、都市・農村商業は異常な発展を示し、沿岸漁村における漁業や、一部農村における陶器業の発展、及び長崎往還路における助郷課役―貨幣取得などと相まって、農民層の階級分化を促進し、田畠八段経営を中核として、寄生地主化した一部の商業高利貸資本と小作日雇化した多数の百姓ひやくしや間人を創出した。

こうした農村構造においては、他藩でみられるような豪農は存在せず、したがって、ここでは革新的武士と豪農との同盟は成立しえない。大村藩における豪農に相当するものを求めると、それは上層の在地家臣団ということになる。この点、薩摩藩の「上級郷士」に共通するものがある。しかし、彼等の一部が改革派同盟に参加したからといって、直ちにいわゆる「改革派同盟」と同一視することはできない。

大村藩における尊攘派・改革派は、主導権を確立した藩権力のもとで、藩論に示された政治目標実現のための活発な藩外実践行動を通じて討幕派に成長する。慶応二年の軍制改革、西洋銃の一斉採用と銃隊編成による軍事力の近代装備化、及び先鋒隊としての新精組の創設は、藩軍事力の著しい強化を意味した。

しかるに、大村藩においては、藩論実現のための最有効手段と考え、みずからも画策した「薩長連合」成立後、逆に門閥「両家」を盟主とする佐幕守旧派の反撃を蒙った。この派も改革派同盟と同じく、馬廻・城下大給クラスの城下士を中核とするもので、両派家臣団の知行制、ないし知行主としてのぞんだ農村には、何ら質的差は有しない。政治路線をめぐる城下士相互間の権力闘争である。いうならば、大村藩幕末の党争は、討幕派の特殊な形成過程に内在していたといえよう。

討幕派は、何よりも藩内において、より広い層の同盟軍をつくる必要があった。任意的な兇徒搜索隊、それは「同盟スル者日夜陸續、殆ト千人ニ及フ」といわれるが、渡辺昇らは、これを遊撃隊・十三隊として組織し、事件決着

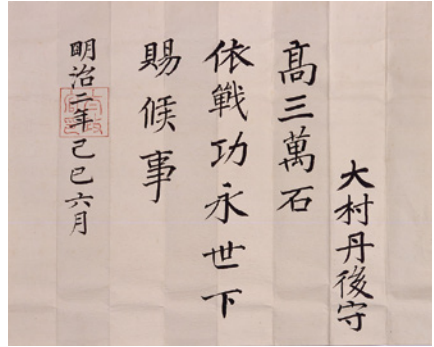


写真4-12 賞典禄 (大村市立史料館所蔵 大村家史料)

後、そのまま正規の軍事力として再編成した。「薩長連合」画策のため馬関(下関)において、挙兵中の高杉晋作と会った渡辺の脳裡に、山口藩諸隊が強く印象づけられていたことは当然である。

ここに、大村藩討幕派は、尊攘派のもつ狭い基盤から脱却し、村大給・小給・足軽などの在地家臣をも包括するより広い層を同盟軍として組織することに成功し、薩摩・山口両藩と行動をともし、閩藩倒幕(↓討幕)へと突入し、戊辰戦争において顕著な活躍を示した。その功績により、明治二年の「論功行賞」において、薩摩・山口両藩の一〇万石、土佐藩の四万石に続いて、鳥取・大垣・佐土原・松代の四藩とともに三万石を与えられ(写真4-12)③、第三位に列したのである。

(藤野 保)

註

- ① 藤野 保『幕藩制国家と明治維新』清文堂出版 二〇〇九 第四章第三節参照。
- ② 「九葉実録」卷六四(大村史談会編『九葉実録』第五冊 大村史談会 一九九七 七二頁)。
- ③ 「論功行賞表」(文部省維新史料編纂会編『維新史』第五卷 維新史料編纂事務局 一九四二)、山路彌吉編『臺山公事蹟』(田川誠作 一九二〇) 五九三〜五九四頁。

大村丹後守  
(純熙)

高三万石

依「戦功」永世下賜候事

明治二年己巳六月

累年勤王之志厚く、(慶応三年)丁卯以来、  
依て為<sub>二</sub>其賞三万石下賜候事

隠然兵を京師に出し、統て東北諸軍に合じ、殊死奮戦奏功、藩屏の任を尽し候段、叡感不レ斜、

大村丹後守

行政官

